

平成30年第2回定例会

一宮町議会会議録

平成30年6月15日
開 会

平成30年6月15日
閉 会

一宮町議会

平成30年第2回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（6月15日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の行政報告	4
一宮町議会議員定数調査特別委員会の調査報告	12
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
一般質問	23
小安博之君	23
志田延子君	27
袴田忍君	31
渡邊美枝子君	39
鵜野澤一夫君	48
藤井幸恵君	53
畑場博敏君	58
鵜沢清永君	70
藤乗一由君	72
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	88

報告第 1 号の上程、説明、質疑	89
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
日程の追加	100
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
日程の追加	107
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
閉会の宣告	108
署名議員	111

第 2 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

6 月 15 日 （ 金 ）

平成30年第2回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成30年6月15日招集の第2回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	志田延子
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	爍場博敏
15番	藤井敏憲	16番	吉野繁徳

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	副町長	川島敏文
会計管理者	鶴岡治美	教育長	町田義昭
総務課長	大場雅彦	秘書広報課長	渡邊高明
企画課長	塩田健	税務課長	秦和範
住民課長	鎗田浩司	福祉健康課長	鶴岡英美
都市環境課長	土屋勉	産業観光課長	小関秀一
オリンピック推進課長	高田亮	保育所長	小安栄子
教育課長	峰島勝彦		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	関谷智香子
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 諸般の報告

- 日程第四 町長の行政報告
- 日程第五 一宮町議会議員定数調査特別委員会の調査報告
- 日程第六 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第七 請願第 2号 「国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第八 一般質問
- 日程第九 承認第 1号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第2次）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第十 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第十一 議案第 1号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十二 議案第 2号 一宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十三 議案第 3号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十四 議案第 4号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定について
- 日程第十五 議案第 5号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定について
- 日程の追加
- 日程第十六 発議第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
- 日程第十七 発議第 2号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書
- 日程第十八 発議第 3号 一宮町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程の追加
- 日程第十九 発議第 4号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

開会 午前 9時08分

◎開会の宣告

○議長（吉野繁徳君） 皆さん、おはようございます。

雨天の中、本日は早朝よりご参集願いまして、まことにご苦労さまでございます。

本定例会より、クールビズ期間中は、地球温暖化節電対策を目的といたしましてノーネクタイで会議を開催いたします。なお、暑い方は上着を脱いでくれても結構でございますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、傍聴にお越しの皆様にお願いがございます。

本定例会より、インターネット中継による議会ライブ中継が始まるわけでございます。議員の発言の際、傍聴席の皆さん方の映像がライブ中映し出される可能性が多分でございますので、前もってご了承願います。

それでは、ただいまより平成30年第2回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（吉野繁徳君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（吉野繁徳君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営に関し発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

○議会運営委員長（秦 重悦君） それでは、会期について議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告を初めとして、議員定数調査特別委員会から調査結果の報告や、請願2件、専決処分の承認1件、繰越明許費繰越計算書の報告1件、条例の改正3件、補正予算2件に加え、発議案であります。

また、一般質問は9名の方から通告されております。

以上を勘案いたしまして、会期については本日1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（吉野繁徳君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（吉野繁徳君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してございます。これをもってご了承承願いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉野繁徳君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

7番、藤乗一由君、8番、袴田 忍君、以上、兩名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（吉野繁徳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（吉野繁徳君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書及び定例監査報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付してございます。これをもってご了承承願いたします。

◎町長の行政報告

○議長（吉野繁徳君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成30年第2回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会では、専決処分に付した補正予算に対する承認案件など合計7案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして町政運営の概況をご報告申し上げたく存じます。

初めに、総務課所掌の業務からご報告を申し上げます。

まず、平成29年度決算の関係であります。

5月31日に全ての会計について出納を閉鎖いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。一般会計は、歳入48億9,398万円、歳出45億3,804万円、繰越金は3億5,594万円であります。また、国民健康保険事業など4つの特別会計は、合計で、歳入31億4,257万円、歳出30億3,009万円、繰越金は1億1,248万円でありました。次回の定例会に決算書をもってご承認を賜りたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、節電及び地球温暖化対策の関係であります。

役場におきましては、5月1日火曜日からノーネクタイ、いっちゃんポロシャツまたはオリンピックポロシャツを着用した執務により、庁舎内の室温を原則28度とするクールビズに取り組んでおります。議会を初め、住民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、防災の関係であります。

今年度の防災訓練であります。11月18日日曜日に千葉県との共催により津波避難訓練を実施いたします。詳しい訓練内容は、今後、千葉県との協議により決定してまいります。津波に対する意識の高揚を図るため、防災啓発イベントなどを催し、例年よりも規模の大きな訓練となります。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、秘書広報課所掌の業務についてでございます。

町勢要覧の関係でございます。

町では、新しい町勢要覧を3月に発行し、現在は希望される方々への配布を実施いたしております。今後、外国語版の編集と発行を予定しており、本要覧をより有効に活用し、町の魅力を広く発信してまいります。

続きまして、国際交流の関係です。

本年度で2回目となるホームステイの受け入れであります。5月14日月曜日から15日火

曜日にかけて、台湾の国立員林高級家事商業職業学校からの修学旅行生18人を町内8軒のご家庭で受け入れいたしました。

続きまして、企画課所管の業務についてご報告を申し上げます。

上総一ノ宮駅東口開設の関係であります。

現在、エレベーターなどのバリアフリー対策を施した駅東口の詳細設計業務に取りかかっており、ことし8月下旬には詳細設計が完了する予定であります。この後、9月の町定例議会におきまして、県からの補助金と工事費を補正予算に提案する予定でありますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。また、千葉県におきましても、9月の定例議会において当町への補助金を補正予算に計上する予定であると伺っておりますので、補助金の交付決定がなされた後には、JR東日本と施工協定の締結ができる見込みとなっております。

続きまして、オリンピック推進課所管の業務についてでございます。

東京2020オリンピック競技大会の関係であります。

サーフィン競技の認知度を高め、大会機運の醸成につなげる活動といたしまして、5月21日月曜日から27日日曜日にかけて、WSL主催による「QS6000 ICHINOMIYA CHIBA OPEN」が釣ヶ崎海岸で開催されました。大会期間中は、天候や波のコンディションに恵まれた上、商工会や体育協会などさまざまな団体からの力強いバックアップもあり、非常に盛り上がりを見せておりました。国内はもとより、世界中の方々へ一宮町の魅力を発信する絶好の機会となりました。

また、5月30日水曜日には、第2回一宮町東京オリンピックサーフィン競技連絡協議会を開催し、オリンピック大会期間中のボランティア活動など情報の共有をいたしました。

今後の活動といたしましては、7月24日火曜日に千葉県との共催により、大会開催2年前イベントを釣ヶ崎海岸で行う予定であります。現在、イベント内容の協議を進めており、詳細が決まり次第、町民の皆様にはお知らせをしてみたいと存じます。

続きまして、住民課所管の業務についてでございます。

国民健康保険の関係であります。

平成29年度の医療費であります。約10億2,400万円となり、前年度より500万円の増加となりました。医療費は3年連続での10億円台となり、最終的な繰越金は約9,300万円、基金につきましては約1,200万円の残高であります。

また、今年度から、安定的な財政運営と効率的な国保運営を目指し、県が主体となった県広域化がスタートいたしました。全体的な傾向といたしまして、医療費は横ばいでの推移が

続いておりますが、急激な増加に対する財政面の安定化を考慮し、平成30年度につきましては、税率据え置きでの事業運営に努めてまいりたく存じます。引き続き皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、健康維持と医療費削減を目的とした特定健診であります。今年度からは、心電図と眼底検査を全員の方が受診できるようにいたしました。40歳以上の国保加入者と後期高齢者医療制度加入者を対象に、今月4日月曜日から本日15日金曜日まで保健センターで実施しております。昨年度と同様、土曜日にも健診日を設け、多くの方が受診できる体制といたしました。

今後は、特定健診の未受診者に対する医療機関での受診勧奨に加え、糖尿病などの重症化予防対策事業などの実施や人間ドック助成事業、ジェネリック医薬品の推奨を引き続き行ってまいります。町といたしましても、国保加入者の健康な生活と医療費削減に努め、国保税による負担増を抑制できるよう、さらに努力してまいります。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてご報告を申し上げます。

福祉事業の関係であります。

この4月から新規事業といたしまして、障害サービスの一つである療育支援コーディネーター設置事業を開始いたしました。この事業は、長生郡市で障害に関する専門性を持った臨床心理士1名を配置し、当事者や家族からの個別の事案に対応したきめ細かな障害児療育を進めるものであります。

次に、健康事業の関係であります。

子供の虫歯予防対策であります。給食後の歯磨きの後に行うフッ化物洗口を今年度から保育所年長児を対象に開始いたしました。フッ化物は、歯の質を強くし、再石灰化作用により、ごく初期の虫歯の回復を助け、歯垢の生成を抑える効果があると言われております。東浪見こども園では5月14日月曜日、愛光保育園では5月31日木曜日、いちのみや保育所では6月4日月曜日から開始いたしました。保護者への説明会と子供たちへの歯科指導を行ったところ、フッ化物洗口を希望する年長児は59人中55人でありました。今後は、全ての保育所で実施ができるよう働きかけてまいります。

また、こちらも新たな取り組みであります。30歳代の健康診査の期間中、10日間設定いたしました。この期間中に託児サービスを2日間行ったところ、4人の受診者の方が利用されました。利用された方からは、安心して健診を受けることができたとの声をいただき、大変好評でありました。今後も安心して受診できる体制づくりに努めてまいります。

また、保健センターにおける空調設備の更新事業であります。新しい空調設備が5月末に設置されました。本事業はリース事業であります。機器類の耐用年数を考慮し、13年間で契約を締結し、既に6月1日金曜日から利用を開始いたしております。

続きまして、介護保険の関係です。

今年度は2つの新規事業に取り組んでおります。

1つは、包括的支援事業のうち、認知症施策の推進を目的とした認知症初期集中支援チームの設置であります。認知症の方がいつまでも住みなれた地域で生活できるよう支援していく活動を、茂原市長生郡医師会の推薦を受けた認知症サポート医と連携しながら進めるもので、既に4月から活動を開始しております。

もう一つは、グループホーム入所者に対する施設家賃助成事業であります。これまで認知症高齢者のグループホームには、特別養護老人ホームなどに適用されている食費などの減額制度はありませんでした。そのため、所得の低い方からは施設利用料への負担が大きいとの声がありましたが、これにより経済的負担の一部が軽減されるのではないかと考えております。助成につきましては、一定の要件を満たした方に対し一月2万円を支給するもので、現在6人の方が利用されております。

引き続き介護予防事業に積極的に取り組み、適正な介護給付に努めてまいりたく存じます。続きまして、産業観光課所管の業務についてご報告を申し上げます。

まず、農業の関係であります。

水稲を病虫害被害から防ぐため、ラジコンヘリコプターによる水稲農薬散布を7月10日火曜日に実施いたします。前年度まで、綱田地区につきましては農家組合が個別に実施していましたが、今年度からは町の植物防疫協会が従来の地域と一括して行い、合わせて約174.2ヘクタールに農薬を散布いたします。関係機関及び住民の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、米の関係では、平成30年産米から国による生産数量目標の配分が廃止されたところではありますが、米価の安定には引き続き米の生産調整が必要であると考えております。町では、手厚い助成が受けられる飼料用米の作付を推進しており、今年度から飼料用米などの新規需要米に対し、国・県の助成に上乗せをする形で、10アール当たり3,000円の補助金を交付してまいります。あわせて稲作農家には、飼料用米推進のパンフレット配布や個別相談を実施し、引き続き作付の拡大に努めてまいります。

また、農業施設の改修や新設を支援する「輝け！ちばの園芸」事業であります。今年度

は生産力強化型が1件、リフォーム支援型が3件予定されており、現在、事業実施に向けた手続を進めているところであります。本事業は、町の主要農産物であるトマト、メロン、梨の増産に大きく寄与する事業でありますので、適切な事務執行に努めてまいります。

次に、商工観光の関係であります。

一宮海岸駐車場を有料駐車場として、4月21日土曜日から開設をいたしました。今年度も引き続き、駐車場の利便性と魅力の向上を図るため、駐車場の舗装化を行い、受け入れ体制の強化に努めてまいります。

また、町内の消費喚起と地域活性化を目的とした一宮町得々お買い物券を7月6日金曜日から商工会において販売いたします。販売される商品券につきましては、購入価格1万円に対して1万1,000円のお買い物ができ、町内の小売業を初め飲食店など約200店舗でご利用いただける大変お得な商品券となっております。町民の皆様には、ぜひこの機会にお買い求めいただき、活用をお願いいたしたく存じます。

また、海水浴場につきましては、7月14日土曜日に海開きを行い、8月20日月曜日までの38日間開設をいたします。海開き当日には、毎年好評をいただいておりますはまぐり祭りを催し、海の魅力を伝えるほか、ふだん体験することができないハマグリ拾いやハマグリのつまみどりにより、海水浴場への集客と千葉ブランド水産物のPRに努めてまいります。

また、恒例の納涼花火大会であります。8月4日土曜日に開催を予定しており、6月1日金曜日から観光協会理事の皆様方と職員が町内外に寄附のお願いに伺っております。ことしも一宮海岸を彩るすばらしい花火大会が期待されております。

また、夏の風物詩である灯籠流しであります。8月16日木曜日に新生橋付近での開催を予定しております。当日は、雅楽の演奏などさまざまな催しを予定しておりますので、ぜひ足をお運びいただけるようお願い申し上げます。

また、一宮町観光拠点施設であります。4月18日水曜日にプレオープンした直売所につきましては、前年度の同月に比べ来客数と売り上げが約30%増加いたしました。一方、4月29日日曜日にオープンした上総一宮観光案内所につきましては、町内の施設や観光地を散策していただくため、自転車や町内マップを配備しているほか、釣ヶ崎海岸などで手軽にサーフィンを楽しんでいただくためのボードレンタルも取りそろえ、皆様をお待ちしております。

本年度も、観光客の皆様に一宮町の魅力を十分満喫していただけるよう取り組むほか、夏期観光期間中につきましては、警察や消防、関係機関との連絡を密にし、事故防止に万全の体制を整えてまいります。

続きまして、都市環境課所管の業務についてご報告を申し上げます。

環境事業の関係についてご報告を申し上げます。

5月27日日曜日に、ごみの散乱防止と再資源化の普及啓発を目的に、道路など公共の場所に捨てられた空き缶、空き瓶、紙くずなどの一斉清掃を行うゴミゼロ運動を実施いたしました。町内全域から2,495名の方の参加をいただき、ごみの回収量は約1.4トンとなり、昨年度より100キログラムほどの増量となりました。

また、犬の狂犬病予防注射であります。4月11日水曜日、12日木曜日、15日日曜日の3日間、集合注射として12カ所で225頭に実施いたしました。狂犬病は、犬にとどまらず人へも感染し、発症すると治療法がない大変恐ろしい病気です。今後も、町内での発症を防止するため、犬の狂犬病予防注射を実施してまいります。

また、住宅用太陽光発電システム設置事業と定置用リチウムイオン蓄電システム事業であります。ともに一定の条件のもと、設置に対して一部費用を助成しております。5月末現在で、太陽光発電システム設置事業に2件の申し込みがございました。

また、小型合併処理浄化槽設置事業であります。こちらも一定の条件のもと、設置に対して一部費用の助成をいたしております。5月末現在で、単独浄化槽から合併浄化槽への転換に3件、くみ取り槽から合併浄化槽への転換に1件の申し込みがございました。

また、大気汚染物質であるPM2.5問題であります。県内35局の測定局で日々監視をしており、濃度の上昇が見込まれた場合には防災行政無線などにより注意喚起をいたします。これまでのところ、健康に影響を及ぼす濃度への上昇は確認されておりませんが、引き続き監視を続けてまいります。

また、放射能汚染問題であります。空間放射線量の測定のほか、農作物や小中学校及び保育所の給食食材の放射性物質の検査を継続的に実施しております。結果につきましては、不検出または基準以下となっており、町民の皆様の健康には影響ないものと判断いたしております。

次に、都市整備の関係です。

住宅のリフォーム事業に対し、一定の条件のもと一部費用を助成いたしております。5月末現在で3件の申し込みがございました。

続きまして、町道工事の関係です。

今年度予定している新設改良工事と道路維持工事につきましては、5月8日火曜日に1回目の入札を行いました。今後も、緊急性や優先順位に配慮し、地域住民の要望に沿った予算

執行に努めてまいります。

また、国の補助制度を活用した町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの道路改良工事ではありますが、農繁期を避けた9月ごろに発注を予定しております。

続きまして、教育課所管の業務についてご報告を申し上げます。

まず、学校教育の関係であります。

平成30年度の小中学校の入学児童生徒数は、東浪見小学校が30名、一宮小学校が80名、一宮中学校が102名であり、5月1日現在の児童生徒数は、東浪見小学校が151名、一宮小学校が524名、一宮中学校が326名となりました。昨年度との比較では、東浪見小学校は17名の増加、一宮小学校は14名の減少、一宮中学校は4名の減少となり、3校合わせると1名の減少であります。

また、学校施設の環境整備では、一宮小学校の屋外運動場整備工事を6月から8月にかけて予定をいたしております。工事に際しましては、児童の安全を十分に確保することはもとより、授業などに支障が出ることがないように、安全対策には万全を期してまいります。

また、一宮中学校におきましては、老朽化した生徒用パソコンを更新し、生徒が快適に学習できる環境を整えました。

続きまして、社会教育の関係であります。

放課後児童健全育成事業につきましては、東浪見小学校のほか、一宮小学校2カ所と中村ビルの1室、合わせて4カ所で実施いたしております。6月1日現在の利用児童数は、東浪見小学校が72名、一宮小学校が2カ所で125名、合計197名となっており、待機児童はゼロであります。

また、英会話教室につきましては、昨年度に引き続き5月から開催いたしており、38名の方が受講されております。

また、総合文化祭につきましては、芸能音楽祭を10月28日日曜日、文化祭を11月3日土曜日と4日日曜日に開催予定となっております。

終わりに、この定例会には、専決処分の承認案件1件、繰越予算に係る報告1件、条例改正案3件、補正予算案2件を提案させていただきましたので、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

◎一宮町議会議員定数調査特別委員会の調査報告

○議長（吉野繁徳君） 続いて、日程第5、一宮町議会議員定数調査特別委員会の調査報告を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

13番、森 佐衛君。

○一宮町議会議員定数調査特別委員長（森 佐衛君） 一宮町議会議員定数調査特別委員会報告書。

平成29年第4回一宮町議会定例会において、本委員会に付託された調査の結果を次のとおり報告いたします。

1、調査事件。

一宮町議会議員の定数等の調査検討。

2、調査の経過。

平成29年第4回一宮町議会定例会（平成29年12月6日）において、一宮町議会議員定数調査特別委員会を設置し、議員定数等の見直し検討を閉会中の継続審査に付されました。

これを受け、当委員会では4回にわたり特別委員会を開催し、慎重に調査検討いたしました。

第1回の委員会では、調査範囲が広範にわたることも予想されるので、調査内容を確認し、議員定数と議員報酬の2点に絞って調査を進めることといたしました。

また、本年11月に我々の議員任期を迎えることから、調査期間は任期までであるものの、議員としての責務とこの調査の重要性を考慮し、6月定例会、本日に報告できるよう調査をまとめていくことといたしました。

なお、町民アンケートを実施してはどうかとの意見もあり、次回の検討といたしました。

第2回の委員会では、第1回の会議で出された町民アンケートの実施について、アンケート案の内容や実施方法とアンケート調査の必要性について協議を行いましたが、経費や調査期間もかかることや、我々議員みずからの問題であることから、アンケートは見送りとなりました。

第3回の委員会では、議員定数や議員報酬について委員個々の考えを伺い、皆さんの考えを次回までに十分検討することといたしました。

第4回の委員会では、前回伺ったいろいろな考え方や意見を参考に協議を行い、当委員会

としての意見をまとめました。

3、調査の概要及び結果。

地方分権改革によって、自治体の自主的な政策立案や地域課題の解決に向けた取り組みが可能となり、自治体行政の権限は拡大しております。そのため、行政のチェック機関である我々議会の役割も大変重要で大きくなっています。

また、政府方針では、近年の議員のなり手不足や定数割れなどの問題から、議員の兼職・兼業制度を緩和した「多数参画型議会」や少数の専門議員による「集中専門型議会」、そして「現行制度の議会」を自治体が条例で選択できるようにする動きなども出ており、これらも考慮しながら調査を進めました。

初めに、議員報酬ですが、全国町村議会議長会の調査によると、全国927町村のうち、平成23年から平成29年の間に報酬の見直しを行い、増額した町村は269町村、減額した議会は64町村とのことであり、約3割が増額し、減額は1割未満で、残りの6割強は報酬の見直しは行っていないとのことです。

また、昨年実施された全国町村議会議員実態調査による議員報酬の平均額は21万3,141円であり、当町とほぼ同額となっております。

現在の当町の報酬は、平成7年4月1日に改正されて23年が経過しますが、この間、物価の上昇等があるにもかかわらず一度も改正されておりません。我々は報酬が目的で議員活動を行っているものではありませんが、活動を行う上でも一定の経費は必要です。当町では政務活動費ももらっていない状況であり、これらを加味した議員報酬と捉えてもよいと考えております。

こうしたことから、現在の議員報酬額は決して高いものではないと思われれます。また、これまで郡内足並みをそろえてきた経緯も踏まえ、郡内町村で見直しを図っている町村もない状況の中では、改正の必要はなく、現状維持が妥当であると判断いたします。

次に、議員定数については、これまで地方自治法により議員定数の上限が定められていましたが、平成23年の法改正により上限が撤廃され、全て自治体の条例で定めることになり、従前の法定数以上にふやすことも減らすことも自由になり、より一層自治体の裁量権が増しています。

今回の調査においてもいろいろな意見が出されましたので、要約して申し上げます。

①定数16名の町村は、議員1人当たりの人口が1,000人以上であり、これを目安とすれば4名削減の12名でよいのではないかと。

②議会費に占める人件費の割合が他町村に比べ高い状況であり、財政面からも削減すべきである。

③財政面を考慮するならば、定数削減効果に見合った分の議員報酬額を引き下げ、より多くの住民の声を反映させることができるよう、定数は現状維持でよいのではないか。

④多様な住民の声を拾うためには、現在の16名でよい。

⑤オリンピックサーフィン会場に決まり、外国人観光客が見込まれる中で、どう地域振興に結びつけていくのか。住民の福祉向上には多様な角度からの議論が必要であり、その保障となる議員定数は、多くすることの議論は必要だが、削減はあり得ない。

⑥これまでも何回か定数削減を行ってきたが、その都度、議員数が多いことや報酬が高いなどの声が住民からあるとのことであるが、それは十分に議会の内容や議員活動の状況が住民に伝わっていないもので、定数を削減するだけでは根本的な解決にならない、などの意見がありました。

また、削減をする場合には何名の削減が妥当であるのか、削減する意見の皆さんから考えを聞いたところ、他町村の状況も鑑みた中では2名減が妥当であるとの意見でした。

定数については、現状維持と削減すべきとの意見が平行したままで、意見統一は難しいことから、採決により委員会としての方向性を決めることとし、2名削減の14名とするか、現状維持の16名とするかで採決を行った結果、4対3で、定数を2名削減し14名にすることが妥当であるとの結論に達したところでございます。

次に、定数削減の見直しが可能した場合には、一宮町議会委員会条例（委員定数の見直し）改正も必要となることから、常任委員会の委員定数についても協議を行いました。

協議では、委員定数とあわせ所管事務の見直しも検討課題となり、保育所部門は厚生労働省、幼稚園部門は文部科学省など、子供を取り巻く環境は厚生と文教部門の関連性が強いことから、現在の総務文教常任委員会から文教部門を厚生常任委員会に組みかえ、委員定数を総務常任委員会4名、厚生文教常任委員会を5名、経済常任委員会を5名にすることが最良ではないかとの意見で一致いたしました。

4、おわりに。

今回の議員定数調査特別委員会では調査期間が短いことから、議員定数と議員報酬の問題に絞って検討いたしましたが、この問題は大変難しい課題であります。全国的には人口が減少している町村が大半の中、当町は横ばいあるいは微増の状況であり、単純に他町村との比較で判断すべきではなく、将来多くの方が議員に立候補し、より安全で安心して暮らせる、

そして町がさらに発展するための活発な議論や活動ができる条件とすることが必要でございます。

そのためには、議員定数や報酬を見直すだけではなく、議会活動の状況を住民に十分理解してもらい工夫が必要であり、議員の任期を通して調査検討ができる（仮）議会改革推進特別委員会等を立ち上げて、常に検討できる体制が必要ではないかと感じました。次回の改選以降は、早目にこうした検討委員会が立ち上がることを期待する次第でございます。

以上で、一宮町議会議員定数調査特別委員会の報告を終わりといたします。

平成30年6月15日、一宮町議会議員定数調査特別委員会委員長、森 佐衛。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） どうもご苦労さまでした。

委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

15番、藤井敏憲君。

○15番（藤井敏憲君） ご苦労さまでした。

基本的に私は定数削減に対しては賛成です。ただ、町民はこの問題に一番関心を持っていると思います。そのような中で、ことしの10月には選挙、改選があります。その中で、新人が何人か立候補する予定はあるというような話は聞いていますが、町民にとってみれば選択肢が広ければ広いほど、いろいろないい議員を選出できると思います。

そこで聞きたいのは、そういう激戦の中で選ばれた議員は、議員になってもかなり議会が今より一層活性化するんじゃないかと思われまして。それで、この委員長報告の中で、2名削減という案でほぼ決定したというような案があり、余りにも急いで、午後ですか、これを決議をとりたいというような話だと聞いております。

しかしながら、きょうの文書を初めて手にして、公式で初めて聞かせてもらいましたけれども、その中で、2名削減じゃなく4名削減したらどうだという話も出ていたわけです。それでなぜ今、委員長報告の中で2名に決定しちゃったのか、4名の話はどうなっているのか、その辺について、私の話の順番がちょっと違うかもわかりませんが、地方自治法で、今度各自自治体で定数は決められるというように法律が変わっているわけです。これは肝心な問題で、一般町民が果たしてそこをわかっているかどうかということが一つ問題になって

いますけれども、なぜ4名じゃなくて2名になったのか、納得のいく説明をもらいたいです。

これは正直言って町民が一番関心を持っていると思いますよ。ここに書いてある、全国の町村と比較してとかいろいろありますけれども、一宮町は独自で決定できるわけです。よその町村と比較にならない状況に置かれていることの立場があるわけですから、なぜ4名の削減ができなかったのか、その説明を聞きたいです。

○議長（吉野繁徳君） ただいま藤井議員からの質疑でございますが、これはあくまでも特別委員会委員長の報告ですので、この答弁に関しては13番の森委員長より答弁を願います。

（「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） ただいま特別委員長、森議員より暫時休憩ということですので、休憩をとらせていただきます。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時17分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（吉野繁徳君） 先ほどの15番、藤井敏憲君の質疑に対し、13番、森 佐衛君、回答願います。

13番、森 佐衛君。

○一宮町議会議員定数調査特別委員長（森 佐衛君） 藤井議員から質疑がありましたので、特別委員会を開いてそのお答えをしたいと思います。

人口1,000人に1人とすれば、町の人口約1万2,500人であると13人の議員になります。しかし、議会運営等を考慮した場合には、1人プラスした14名がよいのではないかとこのことで、2名削減の14名としたものでございます。

藤井議員、以上の答えでご理解願えればと思います。私からの発言は以上です。

○議長（吉野繁徳君） 委員長より回答がございました。

15番、藤井敏憲君。

○15番（藤井敏憲君） 私も定数削減については、冒頭、賛成だということを話したとおり、定数削減については大賛成なんですけれども、委員会で委員の皆様も一生懸命にいろいろ討論したと、議論もしたと思われま。

先ほど私が聞きたかったことは、一宮町のためにどういう議論をしたのかと。今、全国の

基準だとか近隣町村の基準を聞かされましたけれども、一宮町のためにどういうことが必要だったのかということがちょっと薄く感じていたわけです、当初。

そういう中で、私は定数削減の動議を出そうとまで考えていました、正直言って。でも、委員会の皆さんの努力とあれを聞けば、それなりに納得して、2名でも削減ということで理解しましたので、その質問は終わります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結します。

本件は調査結果の報告でありますので、以上で終わります。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第6、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

本定例会までに受理した請願は、お手元にお配りいたしました請願文書表のとおりでございます。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員会付託を省略することに決しました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、齋藤晟。

紹介議員、鵜野澤一夫。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

請願事項。

平成31(2018)年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23(2011)年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24(2012)年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいけば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉野繁徳君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

14番、舩場博敏君。

○14番（舩場博敏君） 紹介議員の鶴野澤さんに質問いたしますけれども、非常に趣旨的に

はもっともな請願だというふうに思います。

ただ、同時に教職員の残業が多いという実態が、2月16日に渡邊議員と学校訪問した際にわかりました。その後の3月の議会で渡邊議員の質問に教育長のほうも答えていただきまして、中学校で週60時間以上の勤務、これが6割の先生がやられていると。これを1日にすると12時間、残業が4時間になります。そういう実態で週5日ですから、週20時間の残業が生まれてしまうと。小学校の教頭はもっと過酷で週72時間、中学校の教頭は週91時間、これは1月の調査だそうですけれども、そういうような状況でした。月に直しますと、月80時間とか、あるいはさらに多い時間になると、そういうことを考えますと、非常に過酷な労働条件に置かれているということの認識と、それを是正するための国への要望というのが請願者のほうになかったのかどうか、その辺のことを1つ伺いたいと思います。

もう一つは、学校訪問をやっている中で、学校の先生というのは残業代は出ないんですよ、そのかわり、1971年5月にできた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、これによって4%の上乗せをして給料をもらっている、そういうことで残業代は出ないということになってはいますけれども、これも非常に今となってはおかしい問題で、当時としては4%ぐらいの残業だったのかもしれませんが、現在としては大変異常な状態になっているということで、この辺の改善あるいはこの特別措置法を廃止するという要求を考えていないのかどうか。

この2点を伺いたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） ただいま畑場議員から質問がありましたことについて、1つ目、2つ目、一緒の答弁になるかと思いますが、私なりに答弁させていただきます。

現在、町の教育委員会でもそうですが、ほかの全国的な教育委員会で、今、畑場議員がおっしゃいました教職員の定数の報酬だとか、最初におっしゃった過労度というか、そういうことについていろいろ協議をしております。現状の教職員の働き方の状況を調査しております。

それに伴って、今現在は、小学校1・2年生が35人学級、将来的に30人学級を目指すという方向性が示されています。今後は、教職員の働き方などを調査して、その資料をもとに進めていくと思われませんが、現状の義務教育費国庫負担ということで、新学習指導要領というものが現在行われております。その中で円滑な実施と学校における働き方改革ということで

現在行われていますが、まだ調査段階というか、それが現実に教育委員会サイドでは把握されているのかと、私も少し疑問に思うところもあるんですが、新学習指導要領に基づいたことで今後進めていくと思われま。

ただ、1点確認したいことがあります。時間的なことだとか、3月議会で渡邊議員が質問された過労度というようなことについても、業務的に適正かどうかということも踏まえて、教育会館事務局のほうに問い合わせ確認したいと思います。その結果をまた舩場議員のほうに報告させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりましたが、いいですか。

（「了解です」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第6、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立全員。よって、本請願は採択することに決しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第7、請願第2号 「国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員会付託を省略することに決しました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

請願第2号 「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、齋藤晟。

紹介議員、鵜野澤一夫。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

請願事項。

平成31(2019)年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

特に、平成30(2018)年度では、子どもたちの豊かな学びを支援するために、小学校に英語の学習支援員の配置や特別支援教育支援員の増員、引き続き、校外学習等でのバスの補助金を配当するなどを予算に盛り込んでいただき、本当にありがとうございました。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成31(2019)年度にむけての予算の充実を働きかけていただきたいと考えます。

1. 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
 2. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
 3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
 4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
 5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
 6. 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
 7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること
- など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第7、請願第2号 「国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立全員。よって、本請願は採択することに決しました。

◎一般質問

○議長（吉野繁徳君） 日程第8、一般質問に入ります。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

なお、質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられるよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることができませんので、念のために申し添えます。

◇ 小 安 博 之 君

○議長（吉野繁徳君） それでは、通告順に従い、6番、小安博之君の一般質問を行います。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 議員番号6番、小安博之でございます。私のほうからは、今回大きく2問質問させていただきますが、1問ずつ行いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○6番（小安博之君） まず1問目、町の災害対策について伺います。

東日本大震災から7年が経過いたしました。記憶の中から薄れがちな面も隠せない昨今であると思われまます。一方、首都直下型地震の可能性が向こう30年以内に70%と想定されている中、いま一度町の災害対策について4点ほど伺います。

まず1点目、現在、一宮川の堤防かさ上げ工事が行われておりますが、その現在の状況と今後の予定を伺います。

2点目、先般、波乗り有料道路のかさ上げ工事が完了したところでありますが、当町としても海岸を控えております。今後の海岸におけます津波対策の予定についてあれば、よろしく伺います。

3点目、現在、南総一宮線の整備が行われておりますが、進捗が非常に遅い。県への陳情等の状況は既に終わっており、早急の整備が必要と考えております。また、町の東西方向の避難路の整備を含めた道路網の計画もあわせて伺います。

4点目、大震災から7年が経過し、その後採用された職員も多くいると思います。つきましては、若い職員を初め職員の防災意識の向上をより一層図るべきと思いますが、対応を伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 小安議員の1点目と2点目についてお答え申し上げます。

まず1点目、一宮川の堤防かさ上げ工事ですが、管轄しております長生土木事務所によりますと、現在、新一宮大橋から下流のかさ上げを行っておりますが、今後、新一宮大橋から上流部の工事に着手する予定とのことです。今後も長生土木事務所と連携を図りながら工事の推進に努めてまいります。

次に、2点目の海岸のかさ上げ工事ですが、今現在ほぼ完了しております。残る部分は、海水浴場に通じる4本の町道のかさ上げを残すのみとなりました。道路のかさ上げ工事は長生土木事務所が事業主体となり、平成31年度の完成を目指し工事を行う予定であり、現在、関係機関と協議をしております。

3点目につきましては、町長よりお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 小安議員のご質問、3点目にお答えを申し上げます。

南総一宮線の早期完成でございますけれども、事業主体の千葉県に対して早期完成を要望するとともに、町としてもできるだけの協力をする覚悟でございます。今までとは違う形で町が率先して努力をいたしまして、できることを実施して、そして事業の推進を勝ち取っていきたく、こういうふうと考えております。

また、道路網の整備についてでございますけれども、今現在、都市計画道路の見直しを中心とした道路整備計画プロジェクトチームを立ち上げております。その中で、東西を結ぶ津波対策道路についても検討をいたしているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは私のほうからは、職員の防災に対する意識向上と、その関係につきましてお答えします。

現在のところ、町では災害の発生に備え、職員が迅速かつ適切に災害対応に当たれるよう、平時からの心構えや実際の災害時の役割を整理したマニュアルを毎年度作成するとともに、防災訓練におきまして職員それぞれが自分の役割を再確認するなど、防災に対する意識の向上に努めているところでございます。

しかしながら、ご質問にもありましたとおり、幸いにも当町は、東日本大震災以降、大きな災害に見舞われておらず、その間に採用された職員は大規模災害への対応は未経験であります。加えて、経験者におきましても、徐々に防災に対する意識が薄れているのではないかと思われます。

つきましては、想定をはるかに超える甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓と、当町を含む南関東地域での大地震発生の蓋然性の高さを再認識し、職員一人一人の防災に対する意識が向上するよう、さまざまな取り組みを検討し、有効と思われる手段につきましては積極的に取り入れてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 再質問ございますか。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 答弁ありがとうございました。

今の災害対策につきまして、私のほうからは、3点目の、特に南総一宮線の話と東西方向に通じる道路網の整備につきましては、今までも議会の中でも、いろいろな議員からも何回も質問があったと思います。ますます執行部としまして努力していただいて、早期にそういったところが整備できるように、私のほうからもよろしく願いいたします。

では、続きまして大きく2問目にいきたいと思います。2問目は、オリンピック後の町の活性化についてお伺いいたします。

オリンピックのサーフィン競技が当町の釣ヶ崎で行われることは大変喜ばしく、誇れることだと思います。しかしながら、オリンピックといえどもイベントの一つであります。イベント1つが実行されて、その後何もないでは非常に寂しくて、その後の町の活性化につなげなくてはいけないと思います。つきましては、オリンピック後の町の活性化策、何があるのか、どういうことを考えているのかということをお伺いします。

またもう一点、上総一ノ宮駅の東口開設に向けて、今いろいろ進んでいるわけですが、私のほうとしましては、神門踏切も含めて駅周辺、特に東口、一体どういうふうになるのか、その辺のところの整備計画についてお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

塩田企画課長。

○企画課長（塩田 健君） それでは、小安議員の2番目のご質問にお答えいたします。

オリンピック後の活性化ということでございますが、現在、町の活性化に向けて、一宮海岸駐車場整備や駅前観光拠点施設、駅東口整備などのインフラ整備を進めているところです。

また、多くの報道機関に取り上げられるオリンピックを契機に、一宮町の知名度は確実に上昇する機会を捉え、移住定住施策を推し進めるとともに、釣ヶ崎海岸広場周辺の整備などを中心として、再度、観光地の魅力度をアップさせるとともに、基幹産業であります農業とあわせ、持続可能なまちづくりを目指した施策を今後考えていきたいと考えております。

次に、上総一ノ宮駅の東側広場でございますが、現在の整備は暫定であり、その後の計画は未定となっております。これは、現在、町の都市計画では、神門踏切は閉鎖として計画されておりますが、神門踏切の歩道拡幅事業が千葉県とJR東日本にて協議中であり、踏切の閉鎖ができるのかできないのかにより状況が大きく変わることが要因でございます。

神門踏切を閉鎖しない場合は、駅東側広場の面積をどうするのかなど根本からの見直しが必要となると想定されておりますので、オリンピック開催時の駅東側広場の利用方針や千葉県の踏切拡幅事業の進捗などを見定めながら、今後、町の新たな整備計画を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 再質問ございますか。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 答弁ありがとうございます。

まず東口につきまして、今答弁の中で、なかなか難しいと、県とかと協議しなきゃいけないということで難しいということですが、新たな計画を検討していくという答弁、了解しました。

難しいと思いますけれども、やはり一宮町の活性化というんですか、発展を見ますと、当然、東浪見駅等もありますけれども、上総一ノ宮駅からが一番重要なと思います。この辺はしっかり考えて、確実に町が発展するように計画を進めていただければ結構かと思います。ありがとうございます。頑張ってください。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、小安博之君の一般質問を終わります。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、10番、志田延子君の一般質問を行います。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 10番、志田です。私も3点ほど質問させていただきますが、1点ずつにさせていただきたいと思います。

それでは1点目、旧一宮保育所利用についてです。

前回質問した答弁は、町長は5地区の集会所については考えるとお話しされました。総務課長はトイレの改修等を考えるとお話しされ、約半年たちました。その後の町の考えをお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） お答えします。

旧一宮保育所につきましては、昨年の9月議会で答弁したとおり、一定の改修をすべく新年度予算要望のために見積もりを行ったところ、トイレの改修工事及び園庭を駐車場にするための舗装工事の費用に約1,300万円、その他電気、水道、浄化槽、消防設備等の費用が毎年250万円と、このように高額となったことから、トイレ改修及び舗装工事を見送り、光熱水費や浄化槽の管理委託費、清掃委託費、AEDの借り上げ料のみを予算措置いたしまして、田町コミュニティセンター設置管理条例を本議会に提案し、行政財産として使用料を徴収する方向で進めてきました。

しかし、結果としては今回提案してございません。と申しますのは、この準備している間にも複数の業者から借り受けたいという申し出を受けております。全国的に人口が減少傾向にある中当町は、オリンピックサーフィン大会の競技会場に選ばれたことも一つの要因となり、転入者が増加し、新築家屋もふえ、今のところ恵まれた状況にあると言えます。この旧保育所につきましても町側がアピールしたのではなく、業者側から話を持ちかけてくる状況でございます。

ただ、このような業者に貸し出しをするには、普通財産のまま管理している間に業者と調整を図ることが必要だと考えております。参考までに、5月の末に長南町で廃校となった小学校を視察させていただきましたが、参入した業者が改修に6,000万円を投資し、町は普通

財産のまま無償で賃貸契約を結んだというもので、年間の管理経費400万円の経費削減ということだそうです。

このような状況の中、旧一宮保育所につきましては、将来的には民間業者に貸し出すことも考慮していただいた上で、7月1日から町の公共的団体である自治会、老人クラブ、身障福祉会、地区社協などに無料で貸し出してまいります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） ありがとうございます。

本当にあのままにしておくとお劣化が進んでしまいます。保育所に通っていた子供たちも、あそこはいつも私たち草取りしたりしたんだよねとか、あそこで作物をつくって、トマトだとかナスとかお芋とかつくったねとか、何しろ人の手が入らないと本当にあっという間に劣化します。ですから、7月1日からお貸し願えるということで、本当にありがたく思っております。よろしく願いいたします。

それでは、2番目の南総一宮線について、先ほど小安議員からも質問がございましたが、今まで計画されていたルートを一日も早く国道128号線まで接続すべきだと考えるが、町長の熱意にかかわるとお聞きしました。ぜひ県のほうに副町長と一緒に早期実現をお願いに行っていたらと思ひまして、伺いたいと思ひます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 志田議員のご質問にお答えを申し上げます。

2つ目の南総一宮線の早期完成のご要望についてでございますけれども、私も事業主体の千葉県に対して、これは大変重要な道路でございますので、早期完成を引き続いて要望するとともに、先ほども小安議員のご質問に答弁を差し上げたとおりでございますが、町としてもできる限りの努力をしていきたいと考えている次第であります。

また、事業の推進のためには、千葉県に大変太いパイプをお持ちの副町長にもお力をおかしいたいて、私と副町長とで力を合わせて千葉県のほうへ要望を差し上げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） ありがとうございます。

せんだっていただいた中にも、町のほうから県に対する要望事項として、長生グリーンライン及び県道南総一宮線の整備促進についてということで、県のほうにもお願いに上がっているということで、要望しているということで、ぜひ早くできるようによろしく願いいたします。これからも頑張ってくださいと思います。

それでは、第3番目、町史作成についてです。

先日、町勢要覧を作成していただき感謝しております。これは町史のダイジェスト版であると思います。一宮町の町史が作成されてから約半世紀以上たっております。平成も終わりになり、新たな元号に変わります。ぜひ一宮町史の作成をお願いしたいと考えておりますが、伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 志田議員の3点目のご質問にお答えを申し上げたく存じます。

町史編さんにつきましての考え方でございますが、ご指摘のとおり、一宮町史は昭和39年に一宮町史編さん委員会の手により編さんをしていただき、また、町が発行いたしましてから54年が経過をいたしている次第でございます。この間、当町におきましては、社会情勢、産業構造、また生活様式の変化など、町の歴史には変貌が見られるところでございます。

町史は、町の沿革に関する記述にあわせて、産業や生活あるいは文化など、各種資料や重要な歴史資料、こうしたものを整理・保存し、後世に伝える役目を担っております。したがって、私は、町史編さんは町の大変重要な課題であると認識をいたしている次第でございます。

ただ一方で、町史の編さんには、多くの皆様からの情報収集の面でのご協力や、また、編さん委員会等の設置、実際の編さん・編集作業など、多くの皆様のご労力、また時間、そしてそれに伴う予算を必要とする大きな事業となります。

現在、町では、2年後の東京オリンピックに向けて、インフラの整備あるいは機運醸成など準備を進めているところでございます。今後はその取り組みを一層加速させていく必要があろうかと思っております。

こうしたなかなか難しい状況ではありますが、一宮町にとっては、町史は大変重要なものになるかと思っておりますので、今後、適切な時期に新たな町史の編さんに向けた方針を

立てて、前へ進んでいきたいと考える次第であります。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 確かに膨大な時間と費用がかかると思いますが、あとまた2年たってからという、いろいろな方たちが、もしかしたらお亡くなりになってしまう方とか、さまざまいらっしゃると思うので、できればボランティアで公募して、町の中ではこれをつくるべきだと考えている方はたくさんいると思います。

ちなみに、茂原市が今、市史のほうをやっているんですが、準備委員会というのは地元の方たちでなさって、それを大体1年ぐらいなさって、そして編さん委員会は、今現在2年目だそうですが、それは千葉大の方、もちろん専門家の方をお願いしてやって、市制70周年を目指して2022年、4年後をめどに、今、市史を作成する方向でなさっているそうです。

ですから、一宮町もボランティアで、やはりこれは必要だということでいろいろな方たち、茂原市の場合は広報ももちろんですが、いろいろな媒体に、自分のところで日記だとか団体だとか何かありましたら、ぜひ市のほうに持ってきてくださいということなっています。本当に幅広いところからそういういろいろな資料を集めるということが必要なもので、これは時間もかかりますけれども、お金をかけないでやるという方向で、どうしてもちゃんとやっておきたいという方たちがたくさんいらっしゃいますので、そういう方のボランティアでやっていただけたらありがたいなと思っております。

茂原市の場合は、ちなみに一番最初、4年後に1冊を出して、これは資料編にするか通史にするかわからないんですが、2年ごとにまた1冊ということだなさっているそうですので、そういう他町村のほうの情報も入れながら、私たち、できれば早目に情報だけでも収集していただけたらありがたいなと思っております。

ぜひそのような考え方を持っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大変ありがたいサジェスションをいただいたと存じます。今後、茂原市での取り組み、あるいはまた他の市町村の取り組みも学ばせていただきまして、早急に体制を整えていきたいと考える次第であります。ありがとうございました。

○10番（志田延子君） 以上で終わります。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまです。

ここで15分ほどの休憩といたします。再開に当たりましては、11時15分と予定いたします。

休憩に入ります。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 16 分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、8番、袴田 忍君の一般質問を行います。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。きょう、一般質問3点ほどございますが、1点ずつ区切らせていただきますが、よろしいでしょうか、議長。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○8番（袴田 忍君） わかりました。

それでは、3点あります1点目でございます。南消防署の移転、新築について。

一宮町を管轄している南消防署は47年に設置され、既に46年が経過しています。昨年9月には、東日本大震災の津波被害を踏まえて、長生村に新しく長生分署が設置されました。これでいよいよ南消防署の建てかえが進むと町民の多くは期待していました。

ところが、3月の議会の一般質問の中で、これは鶴沢議員の一般質問の中でございますが、その中で町長は、26年度に8署体制とされていたものは決定事項ではなかった、今後は管理者の方針に基づき早い時期に体制を決め、地域住民への安全・安心の提供ができるよう努力すると答弁をしていました。

この消防署建設に当たっての本質的な問題はどこにあると考えているのか。また、町長は、広域市町村圏組合の副管理者としてどのような方向性が好ましいと考えているのか、お聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田議員のご質問にお答えを申し上げます。

南消防署の移転、新築問題であります。袴田議員ご質問のとおり、現在の南署は老朽化が進んでおり、早期の建てかえが必要な状況でございます。そして、広域市町村圏組合全体として見ました場合、かなり古いところに位置をするものとなります。現在、8署を見てみ

ますと、中央消防署が最も古く、昭和46年5月に竣工しております。その次が西消防署、南消防署で昭和47年3月、味庄分署が昭和58年4月、佐貫分署が昭和59年4月、この後、平成に入りまして本納分署が平成9年3月、北消防署が平成13年5月、長生分署、最も新しいものでございます、平成29年9月の設置となっておりますのでございます。

このような中、長生郡市の消防署を建設するに当たり、平成26年2月、消防本部により長生郡市消防本部消防力適正配置調査報告書が作成され、それによりますと、長生郡市の消防署を8署とする案と5署とする案が示されたところでございます。8署とする案は、現在の4消防署4分署設置が基本となっているものであります。5署とする案は、消防力の整備指針に基づいた適正配置とし、それぞれの消防署を、消防力の強化、車両や人員の有効的な配置を行うとともに、近年整備された道路網を活用して廃止した署所をカバーすることが可能であるとするものであります。

なお、長生分署の建設については、旧入山津分署が昭和57年4月設置であったものの、南消防署より新しいわけでありましたが、津波への対策として、管理者会議において早期の移転が最重要課題と決定されまして、他に先んじて整備を行ったものであります。

また、先ほどの報告書をもとに消防委員会で検討いたしました結果、8署案が望ましいとの結論となりまして、管理者会議において協議を行ったところ、案としては8署案で決定したということであります。ところが、負担金割合の見直しにおいて2案で検討を行いましたが、結論が出ないまま現在に至ったということであります。

管理者である田中市長は、今までの経緯を踏まえて、ことし3月、広域市町村圏組合での予算審議において、消防署の適正配置に関し、消防署のあり方と計画について管理者としての考え方はとの質疑に対し、組合全体の事業や財政面の問題等を総合的に判断する必要があるが、平成30年度中には方向性を出したいとの答弁をなさいました。

今後は、市町村の担当課長会議、消防委員会において、再度この問題について検討が行われ、その結果を受け、管理者会議でも検討を行うことになると思われまます。

本地域における消防署建設に当たっての本質的な問題は、現在既にある消防署の配置を検討するに当たり、地域全体の将来的な人口減少や署の維持管理に対する財政的負担、そして、現在抱える署員及び車両の有効かつ適正な配置、こうしたことについて、広域行政として相互に理解し合えるか否かという問題ではないかと考えるところであります。

また、南消防署については、本町だけの問題としてではなく、隣接する睦沢町とも十分協議をしていく必要があると思えます。さらに、他の消防署においては、長生郡市全体の問題

として、先ほど申し上げた課題の解消を目指して、各首長の皆様と十分検討してまいりたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 再質問させていただきます。

この8署体制の問題は、馬淵町長が就任される前からいろいろ議論を交わしているわけございまして、こちらにある茂原市のホームページ、これは平成27年3月のものですが、管理者会議において8つにする案が決定されたところであるという文章があれば、今回の30年度中に方向性を出したいとの答弁があったという、田中市長さんの言葉もありますが、その中で、馬淵町長は就任以降、8署案を変更する議論や意思決定が管理者会議で行われたのかどうか、わかる範囲で教えていただければありがたいです。

それともう1点、馬淵町長は、先ほどの回答の弁の中で、再度この問題について管理者会議でも検討することになると思われますと述べられましたが、この8署案を白紙に戻し、ゼロベースから見直しをする意向はあるのでしょうか。その2点に関してお願いします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田議員の再質問にお答えを差し上げたく存じます。

この消防署の再編案、8署でいくのか5署でいくのか、この問題につきましては、私が登板する前に協議がなされていた案件でございますが、私が広域へ一宮町長として参加をさせていただいて後、正式な協議はございません。

ただ、個人的な談話の中で、これまでの経緯、また、首長の皆様のさまざまな現在におけるご意見を伺ったことはございます。その中から私の認識といたしましては、私が個人的な談話の中で皆様の意見を聞かせていただいた、その方向性とこのたびの茂原市長のご発言は、大きく違背するところがない、基本的には同調する方向であったかと私は認識いたしておる次第であります。

これが1つ目でございます。

2つ目、ゼロベースからの議論が行われるかということでございますけれども、私自身は、個人としてこれについてゼロベースという考えは持っておりませんが、恐らく、これは推定でありますけれども、平成26年2月の長生郡市消防本部消防力適正配置調査報告書の中では、

8署と5署の2案が示されております。恐らくこの報告を前提にした協議になると私は考えております。

庁舎は、建設後50年ほどの長きにわたり使用していく建築物となります。それを考慮した場合に、今後の人口減少問題あるいは関係自治体の負担軽減など、社会情勢をよく考えた上で結論を出すべきではないかとは、個人的にも考えている次第でございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 再質問の件から要望をお願いしたいと思います。

一宮町では、この問題について議会議長、広域議員、消防委員、南消防署の署長、消防団支団長、区長会長といった方が、いろんな方の協力を得て、いわば全庁を挙げて半年以上の時間をかけて議論を重ねてきたものであると思います。このような多くの人々の時間と労力が費やされた経過は、町長も理解していると思います。方針を変更するのであれば、管理者会議で表明される前に、多くの関係者に対して説明を行い、納得を得ることが何よりも優先されると考えます。

消防署の建設費は構成市町村が負担するものであり、立地する市町村が積極的にほかの市町村に働きかけ、理解と協力を得なければ建設は実現しません。一宮町民の命と財産を守るために、南消防署の移転、新築を早期実現できるように、馬淵町長の努力を強く要望いたします。

なお、組合の中には、将来の人口減少を見越して、現在の8消防署を減らしたいという意見もあると聞いておりますが、私は、高齢者の増加により、救急車の出動回数がふえることはあっても減ることはないという見方でございます。そのためにも、地域医療の面でも消防署の建設を早急に考えていただければと思いますので、お願いいたします。

以上です。

次に、2問目に移らせていただきます。救急医療体制の危機について質問いたします。

消防庁がまとめた平成28年度の全国の救急業務の現況調査によれば、現場到着時間、これは救急車が通報を受けて現場に到着するのに要した時間ですが、全国平均が8.5分、千葉県が9.1分、そして、私たちが住んでいる長生郡内の平均は10.05分でした。病院搬入時間、これは通報を受けて現場から病院に搬入するまでの時間ですが、全国平均39.3分、千葉県平均は44.1分、そして長生郡内の平均は49.2分です。

長生郡市においては、深刻な医師不足がかねてから問題となっておりますが、ことし4月から、鶴舞にあります千葉県循環器病センターが、脳卒中担当医師の減員に伴い、脳卒中救急患者の時間外受け入れが原則平日日中のみとなり、夜間に対応できないということで、関係者は大きく心配しております。私も、この循環器病院には自分の持病から17年通っておりますので、前々回私が通院に行ったときに張り紙もしてありました。夜間に対応できない、これは大きな問題ではないかと私は思っています。

救急車が現場に駆けつけても、受け入れる病院がなければ、遠距離の病院に搬送しなければなりません。ドクターヘリがあっても夜間は飛ぶことができません。脳卒中は一分一秒が生死を分けます。一宮の町内でも、救急車が駆けつけたが、受け入れる病院がなかなか見つからずお亡くなりになるという話も聞きました。

そこでお伺いします。

危機的な状況にある現況をどう考えているのか伺います。

私は、地域医療に対して行政はその責務を果たすべきと考えて、千葉県循環器病センターの充実を求めるものでありますが、馬淵町長はどのような方策を考えているのかお伺いしたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまの救急医療体制の危機ということで、特に千葉県循環器病センターの案件についてお答えをいたします。

千葉県循環器病センターは、市原市保健医療圏の南部に立地しており、山武長生夷隅保健医療圏に近接していることから、一宮町にとっても、急性心筋梗塞や脳卒中など、一刻を争う処置が必要な重篤な患者を受け入れる医療機関として重要な機能を果たしております。このため、4月から、脳卒中担当医師の減員により、脳卒中救急患者の受け入れが平日日中のみ制限されたことについては、大変危惧をしております。

千葉県循環器病センターは、平成10年に開設されて以来、循環器病に関する先進医療、救急医療、地域医療の担い手として定着していることから、地域の実情を考慮しつつ、期待に応じた同センター医療機能の維持及び医師及び医療スタッフの確保に努めることが重要であると認識をしております。

もう一点の千葉県循環器病センターの充実についてというご質問でございますが、現在、

千葉県では、千葉県循環器病センターを千葉市の救急医療センターと統合することが議論されていると聞いております。このため、本年1月に、長生郡市、夷隅郡市及び市原市の12市町村の連名で、「千葉県循環器病センターが広域に供給している医療機能の維持確保に関する要望書」を千葉県知事に提出いたしました。

千葉県循環器病センターは、地域で必要不可欠な医療機能を提供しており、その機能が維持されない場合、地域の医療体制の崩壊を招くおそれがあります。今後も、機会あるごとに近隣自治体と連携をして、以前の診療体制に戻していただくよう強く要望していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 今、答弁をいただきました。私はこれは要望でございます。この循環器病センター、私は長生に住んでいて、ここに17年通わせていただきまして、やっぱり必要不可欠な病院であると考えております。町も町長も、近隣自治体と連携をしていただいて、存続していただけるよう要望書を提出していただければありがたいなとも思っております。よろしくお願いいたします。

以上、3点目に移ります。

3点目でございますが、私、12月に一度、障害者計画について質問させていただきました。また後に質問させていただきますという中で、今回、町が取り組む障害者施策について伺うということで、質問させていただきます。

昨年12月に、第1回障害者施策推進協議会が町関係機関及び関係者と会議が開催されました。第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定についてお伺いします。

1、その会議内容の重点項目はどこにあるか、よろしくお願いいたします。

2点目、計画が障害者の要望に応えた自立支援の取り組み等、これは障害者雇用、障害に応じた人材派遣も含まれますが、自立支援の取り組み等についてよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画についてお答えをいたします。

第5期一宮町障害福祉計画及び第1期一宮町障害児福祉は、平成30年度から32年度の3年間で期間とした計画となっております。

この計画の策定に向け開催いたしました第1回一宮町障害者施策推進協議会では、平成30年4月1日に施行となる障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に基づく変更点を重点に検討をいたしました。

主な内容といたしましては、グループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害の方に対する自立生活援助の創設、障害児に対する支援体制の整備として障害児福祉計画の作成、補装具費の支給範囲の拡大等でございます。その後、1月にパブリックコメントの意見等をいただき、2月に第2回一宮町障害者施策推進協議会を開催し、計画を策定いたしました。

こちらが1点目の重点項目でございます。

続きまして、2点目の自立支援に対する取り組みですが、この計画を踏まえた新たな取り組みといたしまして、長生郡市総合支援協議会療育部会からの要望があり、郡市内合同で各市町村の計画に記載した療育支援コーディネーターを、今年度から中核地域生活支援センター長生ひなたに配置をいたしました。

療育支援コーディネーターの要件は、障害に関する専門性を持つ職種であることであり、障害分野の専門医、相談支援専門員等多岐にわたりますが、今年度は、配置要望の一番多かった臨床心理士1名を配置することにいたしました。事業所や教育機関などの関連機関と連携をして、相談支援ネットワークの充実に努め、障害福祉サービスに関する情報提供、利用の援助、専門機関の紹介等の支援を行います。

次に、障害者雇用につきましては、今年度から就労定着支援を創設し、就労移行支援等を利用して一般就労へ移行する方に対し、生活面の課題に対応できるよう、企業や家族等の関係機関と連絡調整や助言を行っています。

また、障害に応じた人材派遣といたしましては、聴覚等の障害によりコミュニケーションの支援の必要がある方へ手話通訳者等の派遣を行い、日常生活の便宜を図ることを目的とした事業等を引き続き実施したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 鶴岡課長の回答に対しまして2つほど再質問がございます。

1点目は、②の件なのですが、医療支援コーディネーターの配置、これは郡市内合同での回答でございますが、郡市内合同でということは、町単独ではなく長生郡市を一緒にまとめた支援計画なんではないかということ。

2点目、今後の障害者施策計画で大きな課題の一つが、障害者の雇用である障害者就労定着支援等のサービスではないかと私は考えます。一宮町に住む障害者一人一人の雇用促進に向けた作業は、送り出す側、受け入れる側の支援者の協力が大きな柱となります。移行するに当たっての支援コーディネーターの役割と町関係者の役割、そして、その窓口をどこに置いておくのか。

これについて2点ほどお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまのご質問に対しましてお答えをいたします。

まず1点目でございますが、療育支援コーディネーターの配置の関係の支援計画の関係でございます。

これにつきましては、郡内市町村ごとに療育支援コーディネーター事業として、各市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画に反映し、共通の委託先である中核地域生活支援センター長生ひなたの策定した長生郡市療育支援コーディネーター事業計画をもって、長生郡市を一緒にまとめた支援計画としております。

なお、郡市内合同での計画にすることにより、国庫・県補助事業である地域生活支援事業を活用することができるようになっております。

続きまして、2つ目の障害者就労定着支援等のサービスについてでございますが、支援コーディネーターの役割は、就労移行支援等のサービスを希望する障害者に対し、就労支援事業所において就労に関する知識及び能力の向上を図るための訓練を行い、ハローワーク等を通じて就労へつなげることです。また、就労後は、今年度4月に新たに創設された就労定着支援などを利用し、支援コーディネーターが企業や家族、行政等と連絡調整を行うことで生活面での課題に対応し、安定した就労へとつなげる役割を担っております。

障害者の就労に関する相談は、町の福祉健康課も相談の窓口の一つになっております。必要に応じて就労支援を行っている事業所等の関係機関と連携調整を行い、障害者の就労促進・定着を支援しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 今の答弁、私は、数日前にいただきました第5期一宮町障害福祉計画・障害児福祉計画、これは平成30年度から32年度版という形で、これを見させていただきました。

私は、まず一番関心を持って見させていただいたものの中に就労支援がございしますが、それに携わる協議会の委員はどういう方がいらっしゃるのかなということで見させていただきました。私どもの鶴沢会長を初め関係機関、知的障害から高齢者、子供支援に関する方、いろいろな方、専門的な方が入ってございますので、これが3年間、今後会議が続くと思います。1回1回会議が開かれたことは、その当事者である障害者、そしてその障害者の家族に理解を得るような広報をしていただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁はいいですね。

（「はい、これで終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 渡 邊 美 枝 子 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、3番、渡邊美枝子君の一般質問に入りますが、ここで議員にお願いがございます。

この質問の途中、12時を過ぎる傾向にありますが、まことに恐れ入りますが、質問の1、2の中で、12時を過ぎるということで、途中で一旦質問を切らせてもらってもいいでしょうか。事前にご案内申し上げますのでよろしくをお願いします。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。私は3点ありますが、1点ずつお願いいたします。

まず、1点目が介護に関する質問なんですけれども、これを4点細かく分けてさせていただきます。

一宮町では、新しく特別養護老人ホームが建設されました。特養はこれで2カ所になったわけですが、これで待機者の問題は解決されたのでしょうか。もしいまだに入所待ちの方がおられるのであれば、その人数と入所できないわけを伺います。

2つ目、住民の要介護度ごとの利用率を教えてください。介護の認定を受けた方は全員サ

ービスを利用できているのでしょうか。それも伺います。

3点目が、在宅にて介護をしていらっしゃる方、その方のストレスの問題についてです。このストレスの問題、かなり不幸な出来事を生み出していることは今さら言うまでもないです。例えば介護で自殺された方、2017年3月時点で251人と、ネットでこれは見たんですけども、そういうことです。介護自殺だけです。そういう悲しい出来事は今さら言うまでもありませんので、介護する側の相談の場はあるかどうか、そういう質問をさせていただきます。

それから4つ目、初期の認知症対策について伺います。認知症は、早期発見で進行をかなりおくらせることができることがわかってきています。町でも教室を開いたりしていますよね。それでも教室に通う人は限られてはいませんか。認知症は誰にでも起こり得ることなのです。でも、認知症だと言われて、それを受け入れる側は大変つらいものです。しかし、ご家族の介護の大変さは、これまた言うまでもありません。

そこでですが、認知症のチェックリストを各家庭に配布して、ご自身やご家族でチェックするというやり方もあっていいかと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

これが1つ目の質問です。お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

答弁を願います。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、特別養護老人ホームの待機の問題の質問でございます。

一宮町の特別養護老人ホームは、本年3月の一宮喜楽園のオープンに伴い、現在町内にあります一宮苑と合わせまして2カ所になりました。本年5月23日現在の入居希望者、いわゆる待機者は38名であり、本年1月1日現在の31名と比べ増加しており、内訳は、在宅が21名、長期入院中が5名、老人保健施設入所中が8名、その他の施設に入所中が4名となっております。

一方で、本年5月8日現在のそれぞれの施設の入所状況でございますが、一宮苑は多床室のみで定員54名に対し入所者54名と満室状態ですが、新設された一宮喜楽園は、個室30名の定員に対し入所者数18名、多床室が30名の定員に対し入所者数は20名と、空き室がある状況になっております。

このように、いわゆる入所を希望している待機者がいる反面空き室があるのは、申請者の

要介護度や家族の状況などから、特養の入所要件である緊急性が認められないことや、特定の特養の入所しか希望しておらず、他の特養にはあきがあっても入所しないこと、さらには、老人保健施設など他の施設や病院等に入院中で、当面退院の見込みがないがとりあえず申し込みをしておくなどの理由によるものと思われ、町内の特養が満室であることを理由とする待機者は解消していると認識しております。

町といたしましても、窓口へ入所相談等に来られた方に対しては、適切かつ効果的な助言を提供できるよう努めてまいります。

続きまして、2つ目の要介護度の利用率及び認定を受けた方は全員サービスを利用していますかというご質問にお答えいたします。

介護保険事業に係る受給者数については、毎月県に報告書を提出していますが、確定している数値は昨年12月末現在までとなっていますので、その数値をもとにお答えをいたします。

まず、昨年12月末現在の要介護認定者数は、男196名、女389名の合計585名で、介護度別の人数は、要支援1が43名、要支援2が74名、要介護1が121名、要介護2が121名、要介護3が84名、要介護4が87名、要介護5が55名となっています。また、介護度別サービスの利用状況は、要支援1が46.5%、要支援2が67.6%、要介護1が68.6%、要介護2が76.9%、要介護3が92.9%、要介護4が87.4%、要介護5が83.6%となっております。

介護認定を受けながら介護サービスを利用していない主な理由としては、介護度の低い方については、現時点では介護サービスは必要ないが、介護認定だけは受けておこうとする方が多いためではないか、また、介護度の高い方については、入院中で医療保険の対象となっているためではないかと考えております。

なお、利用可能なサービスには所得制限はありませんが、所得に応じて、自己負担は1割または2割と異なっておりまして、本年8月からは、高額所得者については3割の負担となる場合もございます。ただし、自己負担が一定の金額を超えた場合には、高額介護サービス費として、限度額を超えた差額分が追って利用者に給付されることになっております。

続きまして、3点目の介護する側のストレスの関係でございます。お答えいたします。

在宅で家族を介護している人の多くが、精神的、肉体的に大きな負担を抱えており、在宅介護の負担の軽減は大変重要な課題であると認識をしております。そのため町では、保健センター内に設置した地域包括支援センターにおいて、保健師、社会福祉士、主任ケアマネなどの専門職が介護に関する相談に応じております。ご本人に加えご家族、ご近所の方、友人など、どなたからのご相談も受け付けており、電話相談も可能ですので、ぜひご利用いただ

きたいと思います。

また、社会福祉協議会に委託しております生活支援コーディネーターによる高齢者宅訪問で、支援が必要と認められた方には、地域包括支援センターの職員が家庭を訪問し対応しております。さらに、介護認定を受け、介護サービスを利用している方については、担当ケアマネジャーが家庭訪問の際に、本人やご家族の状況を把握の上、デイサービスやホームヘルプサービス、施設入所など、状況に応じた介護の手法について相談に応じています。町では、今後ともさまざまな手段で在宅介護の負担の軽減に努めてまいりたいと思います。

続きまして4点目でございますが、こちらにつきましては認知症のチェックリストのご質問でございます。

町では、平成28年度から、介護予防普及事業の一環といたしまして、有酸素運動、手先の運動、音楽療法など、認知症予防に一定の効果があるとされているプログラムで構成されている認知症予防教室を年間12回、保健センターにて開催をしており、効果の比較検証を実施するために、15名の定員制となっております。

これとは別に、保健センター及び東浪見コミュニティセンターにおいては、健康運動指導士や作業療法士の指導による健康運動教室の開催を、保健センターでは年間36回、東浪見コミュニティセンターでは年間24回開催をしており、平成30年6月時点の登録人数は136名で、利用者の方には定期的・継続的な運動、交流の場を提供しております。

また、地域の高齢者の方が気軽に、かつ継続的に介護予防に取り組めるように、各地区集会所等に介護予防推進員が赴き、教室の開催をしております。

認知症予防には、他人とコミュニケーションを図ることも重要であると言われております。町では、保健センターや各地区集会所での教室開催を通じて、家にとじこもらず教室に参加することにより、仲間とコミュニケーションを図る機会をたくさん確保することで、認知症の予防になるのではないかと考えております。

認知症のチェックリストを各家庭に配布したらどうかというご質問でございますが、認知症は専門医の診断で判定をされます。この4月からは、認知症が疑われる方や、認知症と診断されているが治療中断により日常生活に支障が出ている方などを支援する目的で、地域包括支援センター内に認知症初期集中支援チームを設置いたしました。メンバーは、認知症サポート医、保健師、社会福祉士の3名で構成をされています。相談業務や助言、適切な医療や介護サービス支援等のアドバイスをを行いますので、認知症初期集中支援チームを有効に利用していただけるよう、広報等で広く周知をしていきたいと考えております。

以上、4点の回答でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

時間があれですけれども、再質問がございます。わからない点を順番に急いで質問させていただきます。

まず、1番の特養の入所待ちの問題ですが、入所待機が生じる理由の中で、緊急性が認められないというのがありました。これは同居をする家族がいるということなのではないでしょうか。そういうことだと、3つ目のストレスの問題にかかわってきますので、重大だと思います。

それから2つ目、いろいろ疑問はあったんですけれども、とりあえず高額介護サービス費という、この説明がありました。これについては余り知られていないと思いますので、この機会ですから、わかりやすい説明をお願いしたいと思います。

それから、3番の介護する側のストレスの問題なんです。同居する家族が介護をするのは、できて当たり前という考え方が昔からあるんですね。これがそもそもストレスのもとだと思うんです。こういう考え方が今でも根強く残っているのは、そういうことはありますけれども、初めのうちは、こういう介護保険の制度に支えられながら頑張っていくんです。でも、長い間には心がなえてきます。愚痴を聞いてもらうだけでも少しは楽になると言われていますけれども、友達同士ならいざ知らず、行政として、町として、これはやはり解決策が求められると思うんです。

デイサービスもホームヘルプサービスももちろんありますけれども、これは在宅での介護ですから、介護から完全に開放されるというわけではないんです。介護というのは出口のないトンネルに入ってしまったようなものだと、そういうふうに言う人もいます。

私が案として思いつくことでは、介護を受けておられる方に1泊、2泊、1泊2日ぐらいでは短いと思うんですけれども、それでもいいですから、ショートステイを要介護の方にさせていただいて、介護する家族は休養をとっていただけるように、一時的な解決策ではあるんですけれども、本当は施設に入らせていただいて、手厚く介護していただくのがいいかとは思いますが、こういう解決策も考えていただいているかどうか伺います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 恐れ入りますが、回答だけ先にお願いできますか。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまの再質問についてお答えします。

まず、入所待機者が生じる理由の中で緊急性が認められないというのがありますが、同居する家族がいるということなのではないでしょうかというご質問ですが、これにつきましては、同居で働いていない家族がいる場合には緊急性があると認められず、特養に入所できないケースもございます。

2点目、高額介護サービス費というものをもう少しわかりやすくということでしたので、高額介護サービス費とは、同じ月に利用した介護サービスの1割から3割の利用者負担合計が高額になり、限度額を超えた場合に、高額介護サービス費として後から給付される制度となっております。本年8月からの自己負担の月額限度額は、現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方は4万4,400円、町民税課税世帯の方4万4,400円、町民税非課税世帯の方2万4,600円、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の方などは1万5,000円と、幾つかに分かれております。

対象になる方には町より通知をし、窓口や郵送により申請してもらいます。また、一度でも高額介護サービス費の支給を受けた方は、再度申請の必要はございません。支給については、毎月中旬に通知によりお知らせをいたします。

3点目、要介護の方のショートステイ、そしてご家族の休養のご質問でございますが、ショートステイの利用は、利用される方の心身や機能維持や回復だけではなく、介護する家族の身体的・精神的な負担軽減にもつながると考えております。利用に際しては、まず担当のケアマネジャーに相談します。相談を受けたケアマネジャーが施設の担当者と打ち合わせを行い、ケアプランを作成し、契約後に利用できるようになります。

また、地域包括支援センターでも、ショートステイが必要と思われる家族の相談を受けた場合には、制度について説明をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 再質問の回答が終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。次は要望のみになりますが、説明ありがとうございました。

1、2、3に共通した要望として、介護する側の心のストレスの問題は、やっぱりどうしてもついて回るんです。今はショートステイのことしか思いつかなかったのですが、これを利用することによって心の負担を軽くできるなら、もっと利用しやすくしてください。

あと、経済的な問題での質問をやり残してしまったので、これは9月議会に質問いたします。

大きく分けて介護の問題の中の4番目の認知症のチェックリストのことでは、要望ということになりますが、認知症の早期発見についてですが、初期のうちなら自分で発見できて、自分の意思で受診できるのではないかと思ったから質問したのです。例えば、ある日、何らかの出来事があってから認知症と言われるのと、自覚してから認知症とわかるのとでは、ご本人の受け入れ方が違うのではないかと思われたんです。

インターネットの中の「みんなの介護」というサイトがあるんですけども、それを見ますと、免許返納で運転をやめると要介護度リスクが8倍になるという記事がありました。初期の認知症を受け入れなければならないという方の心のケアといいますか、それも大切なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

いろいろありますが、地域包括支援センターの中にできた認知症初期集中支援チームというのを私はとても期待しておりますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（吉野繁徳君） 3番、渡邊美枝子君に申し上げます。

時間等、お気遣い、まことにありがとうございます。質問の途中ではございますが、ここで昼食のため休憩といたします。再開は13時といたします。

休憩に入ります。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時01分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○議長（吉野繁徳君） 3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

引き続き、2問目の質問をさせていただきます。役場の窓口サービスはワンストップでお願いしますという質問です。

一宮町役場では、住民が幾つかの手続のために来庁した場合、最初に訪れた部署の窓口で全ての手続を済ませることができるとのことです。日経クロステックというネットのサイトで見ますと、総合窓口を導入している自治体が少ないけれどもあると書かれていまし

た。

ですけれども、これは大変ですから、一宮町らしいやり方はほかにもあると思いました。私の経験なんです。古い庁舎でのことですが、父が高齢で死亡したんです。そのとき手続きがたくさんあって、もたもたしていたら、福祉健康課から住民課に担当者が来てくれて、1つだけ手続きをやってくれたことがあったんです。その当時は、行かなくちゃいけない、自分が動かなくちゃいけないことが当然だと思っていましたから、それは意外だと思って、それでまたこの質問をさせていただきます。

庁舎は新しくなったんですけれども、利用者がそれぞれの部署に行くことが今までは当然でしたけれども、あのころよりもサービスがさらにバージョンアップしたというか、進化したというか、そういうことになっていると思うんです。それで、なっているかどうか、それを質問させていただきたいと思います。お答えください。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、役場の窓口サービスにつきましてお答えします。

新庁舎では、住民課、税務課、会計課など住民の身近なサービスは、1階の窓口で行っております。転入時には、町の情報や町内の医療機関の案内、ごみの出し方の方法や防災行政無線の戸別受信機などの貸与などにつきまして住民課の窓口で案内をしております。また、福祉健康課の一部である子育て関係につきましても、役場1階に窓口を設置したり、出生届等の場合は保健師が住民課の窓口へ出向くなど、対応することでワンフロアでの手続きが可能になっております。

しかし、来庁されるお客様の個々の状況や、また多岐にわたる業務を行っておるため、総合窓口での対応は行っておりませんが、今後も、住民の利便性を図り、サービス低下にならないよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） ありがとうございます。

担当の方は大変かと思いますが、仕事を中断して行かなくちゃいけないんですから。でも、これからもお願いします。私どもは近道なんか知っていますけれども、高齢者の方なんか、もたもたされる方も多いいと思いますので、ぜひ続けていただきたいと思います。

次の質問、3つ目は終活について質問いたします。

一宮町独自の終活のサービスをしていただきたいという質問なんです。在宅で一人老後を過ごされる方も、家族と過ごされている方でも、誰もが人生をよりよく終えるための悩みは持っているものと思われれます。今、エンディングノートというのが市販されていますし、いろいろ話題にもなっていますけれども、これを自治体でつくって配布しているところがあるんです。横浜市とかそういうところでは全部やっています。利用できるサービスとかそういうものは、自治体の広報やホームページを参考にとは書いてありますけれども、その地域独自のエンディングノート、エンディングノートという言葉も使っていないんです。

そこで一宮町なんですけれども、住民のための終活のサービスに取り組んでみてはいかがでしょうかと思うんです。

例えばですけれども、終活のプログラムの作成、この町で終末を迎えるための一宮町独自の形のエンディングノートの作成。終末を迎えるという言葉は縁起の悪いように思われれますけれども、人間というのは死のキャリアを持って生まれてきたとも言われていますから、言葉を置きかえてもいいですけれども、こういう終末のプログラムの作成。それからもう一つ、子育てバージョンとか妊活とか、いろいろありますよね。そういう逆バージョンで終活の相談会を開催していただきたいと思ったんです。

いかがお考えか伺います。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

答弁願います。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまのエンディングノート、そして終活の相談会の関係についてお答えをいたします。

終活とは、人生の終末期について考え、最後まで幸せな人生を送れるようにする取り組みと言われております。

現在、町では、いわゆる終活支援事業は行っておりませんが、住宅リフォーム補助金や介護保険における住宅改修制度など、今の住居に安心して住み続けるための各種事業や、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携、認知症施策を核とした地域包括ケアシステムの構築に取り組みることにより、高齢者の生活をサポートしているところでございます。

今後は、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上

になり、65歳以上の人口がピークを迎えると言われる2040年などに向け、高齢化はさらに進展をしていきます。そのような超高齢化社会を迎える中で、高齢者の方に最後まで住みなれたこの一宮町で自分らしく幸せな人生を送っていただけるよう、今後とも、現在実施している各種事業を継続し、さらに推進していくとともに、将来的には、必要に応じてエンディングノートや相談会を含めた終活支援事業について検討していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

いきなりエンディングノートと言われても、それは困るでしょうけれども、今、終活について幅広い視野でのご回答がありまして、ありがとうございます。

年を重ねると環境の変化がストレスになると言われているのに、よく都会に行ってしまう方がおられるということ、これがとても残念に思われてならないんです。それと反対に、近くに身寄りがなくともこの町で暮らしていきたいという方はおられます。そうした方々の終活の相談にはぜひ乗ってさしあげていただきたいと思うんです。

今すぐ、それこそエンディングノートだ、終活だと言っても、実感がないというか、今すぐは困るかと思いますので、この町で最後まで暮らしていくための手引きのようなもの、そういうもの、いつかは必要になるかと思うんです。そういうものをつくって、配布するというだけではなくても、町のホームページからダウンロードするという方法でもいいのではないかとちょっと思ったんです。今は、この問題、提起するだけでこの質問は終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、渡邊美枝子君の一般質問を終わります。

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、9番、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。私は大きく2問の質問ですが、1問ずつ区切らせていただきます。

まず1点目ですが、町の汚水処理下水道計画について伺います。

町の人口増を図る意味で、より安心・安全な町にするために、町全体の下水道計画を見直し、汚水処理などの対策・施策を今後どう行うか、次の点について伺います。

①市街地の汚水処理対策は。

②東浪見地区、原地区、北部地区は農業集落排水があります。その各1件当たりの使用料は。

③合併処理浄化槽の町内利用率、年間経費及び単独槽、くみ取り槽のそれぞれの利用率、年間経費は。

④今後、町は全体方針の施策・対策をどのような計画を考えているかを伺います。

⑤平成30年1月17日付で、総務省、農林水産省・水産庁、国土交通省、環境省より、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」策定について」が、平成29年12月21日の経済財政諮問会議で決定され、各都道府県において、速やかに管内の市町村等とともに検討体制を構築し、2020年度までに広域化・共同化計画を策定するとなっています。このことについて町長は今後どのような対策をするのかを伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 鵜野澤議員の1点目の汚水処理下水道計画の市街地の汚水処理対策についてお答えいたします。

一宮町汚水適正処理構想の見直し（案）に対するパブリックコメントを実施し、平成28年3月に一宮町汚水適正処理構想の見直しを行いました。市街地については公共下水道区域と位置づけていましたが、現行構想の公共下水道区域で公共下水道事業を行った場合の建設費は約140億円と概算され、10年間で捻出することが難しいと判断したため、合併処理浄化槽を設置する個別処理区域とし、今後は合併処理浄化槽の整備促進に注力することとしています。

次の農業集落排水については、産業観光課よりお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） 農業集落排水使用料につきましては、こちらは一宮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例に定められておりまして、各地区同一の料金となっております。

一般住宅につきましては、月額でございますが、基本料金として月2,160円、これに1人につき540円を加算した金額となります。また、事業所につきましては、基本料金は月2,160円で同額でございますが、水道の使用数量に応じて加算するというようになっております。

○議長（吉野繁徳君） 土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 続きまして、3点目の合併処理浄化槽の町内利用率、年間経費についてお答えします。

年間経費は、各浄化槽管理委託業者で料金が異なるため、概算となります。合併浄化槽の町内利用率は57.7%で、年間経費は約5万円です。また、単独浄化槽の町内利用率は10.4%で、年間経費は約4万円です。くみ取り槽の町内利用率は7.7%で、年間経費は汚泥の引抜き手数料のみで約3万円です。残りが農業集落排水の21.9%とその他で2.3%となっております。

続きまして4点目、町は全体方針の施策・対策をどのような計画で考えているかについてお答えします。

一宮町污水適正処理構想においては、厳しい財政状況にあること、事業未着手であり執行体制が整わないなど早期整備が困難であること、農業集落排水施設及び合併浄化槽における污水处理人口普及率が80%を超えており、合併処理浄化槽で整備を進めるほうが効率的であることから、現行構想で位置づけている単独公共下水道を取りやめ、町内全域を既設の農業集落排水設備施設及び個別処理とし、今後は合併処理浄化槽の整備促進に注力することとしております。

以上です。

次の5点目の広域化・共同化計画につきましては、町長、お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜野澤議員からいただきました質問にお答えを差し上げたく存じます。

⑤の広域化・共同化計画の策定に関するご質問でございます。

町はどういった対策をしてくのかということでございますが、広域化と共同化の計画につきましては、平成34年度までに都道府県は市町村とともに策定を行うということになっております。現時点で確認できているものは、污水处理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化、最適化という項目となっておりますが、まだ国から県のほうへ伝わっている段階でございます。千葉県から市町村への研修会、勉強会などの連絡はこれからと都市環境課から私は伺っております。私といたしましては、国・県の動きをよく確認してか

ら、本町として進む方向を定めてまいりたいと考える次第であります。

また、汚水処理の事業運営に係る広域化・共同化計画の策定は、書類を拝見しますと、国の部局だけでも総務省、農林水産省、水産庁、国土交通省、環境省と省庁横断的になっております。こうしたことからしますと、私どもの役場で受ける場合も、1つの課だけで策定するのは非常に難しいと存じます。今後、県の指導あるいは近隣市町村と協力をしながら、一宮町の現状を踏まえて、今申し上げたとおり、国・県の動向をよく踏まえた上で、策定に向けて、取り組み、対策を考えていきたいと考える次第であります。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） ⑤について再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁で町長に再質問をしますが、国・県による汚水処理事業の広域化・共同化計画の策定について、町のさまざまな問題はあると思いますが、現段階での具体的な町長の見解について伺います。

また、東野地区の集中浄化槽施設管理組合について、私は3月議会で質問しましたが、この浄化槽施設の平成29年度の使用料は年に1,352万円ということです。負担金を加えると、月に5,275円、1世帯ですが使用料です。また、管理費は年間1,669万円で、平成27年度から29年度までの1,415万円の赤字でございました。これは当時、東浪見区画整理組合から譲り受けた3,000万円の中から取り崩して賄ってございました。これも三、四年でなくなるかなというふうに言われています。使用料の値上げの検討を考えておりますが、現在、汚泥処理費用が年間400万円かかっています。

町長はさまざまな事業、イベントなどに町の公金を費やしております。先月行われたWSLの主催のサーフィン大会に2,000万円の公金を費やしました。住民が本当に困っているところに私はぜひその公金を費やしてほしいと思います。困っているところに前倒ししてでも補助金を与えるのがいいかなと思います。町長にぜひ前向きな考えを私は伺いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 東野地区の集中浄化槽の問題につきましては、これまでの経緯を踏まえてよく状況を見きわめた上で、これが現況では民間の1つの管理組合で運営されているも

なので、そういうことを前提にした上で、全町的な枠組みの中で議論をしていく必要が
あるかと思えます。そのためには、これまでの東浪見区画整理組合の清算状況なども踏ま
えて、慎重な、しかし幅広い視野に立った考察が必要ではないかと私は考えております。

後半のことについては、そうしたお答えを差し上げたく存ずる次第であります。この広
域化・共同化計画の策定についての私の考え方の中では、今後、国や県の補助金など、さま
ざまな町負担の軽減といったことが可能であった場合、一宮町全体には集中浄化槽が幾つか
ございます。そうしたものを統合する形で、全体として広域化・共同化計画が幅広い合意を
勝ち得る形で策定するのは、私にとって理想的な形であろうかと思えます。

現時点では、残念ながらまだ国から県までしかこの指示が伝わっておりません。そういう
中では、残念ながらどういった方向性となるか明確な判断ができないところでありませ
ども、私としては、今申し上げたように幅広い枠組みの中に、さまざまな集中浄化槽が統
合できる、そこまでの可能性が模索できれば、これはベストであろうかと、こういうふう
に考えます。しかし、それにはさまざまな負担の不公平感、その他勘案すべき問題が多々あ
らうかと思えます。こうした問題がクリアできるように努力をしていきたいというふう
に考える次第であります。

また、いずれにしてもこの汚水処理関係、維持管理、修繕費用など、今後も長く、永遠に
町の課題となると考えます。よく庁舎内でも協議をしながら今後の方針を検討して、策定に
向けて頑張っていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 少し前向きな町長の答弁がなされたかなと私は理解しております。

汚水処理下水道計画は町民にとって非常に大切なことで、より安心・安全で住みやすい町で
あれば、人口もおのずからふえるかと思えます。馬淵町長には、今後さらなる前向きな考え、
政策を私は要望して、1問目の質問は終わりにします。

2問目の質問に入らせていただきます。2問目は町内排水整備について伺います。

毎年、町道の新設・改良工事を行っていますが、現況の排水整備について伺います。要請
は各区長を通じて要望されていると思いますが、大雨等で排水路から通常は低いほうに流れ
るのが普通ですが、中には逆流または冠水して家屋の床下まで来るところも実際にあります。
また、排水路側溝にふたのないところもあります。優先順位があると思いますが、町はどう

対処するのかを伺います。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

答弁願います。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 町内排水整備についてお答えいたします。

排水整備につきましては、ご承知のとおり、区長さんからの要望をもとに順次整備をしております。冠水する箇所のみ側溝を改修しても冠水箇所の解消にはなりませんので、下流から整備しなければなりません。できる箇所、下流部から順次整備をしております。

また、側溝にふたがないというご質問ですが、落ちふた式側溝に改修してまいりますので、徐々にふたのない箇所は解消されていきます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 再質問ではございません。要望です。実際に排水路で現在困っている箇所を申し上げます。

1つ目は、11区の町道2111号線のところで、先ほど質問しました逆流で床下まで水が来るということです。それから2つ目が、7区の2の町道2246号線も、排水路が、そこはふたがあるんですが、ふたの全面的に砂が詰まっております排水できません。それから3つ目は、7区の2の町道2246号線に沿ったところに農業用排水路があります。3年前にこの排水路の護岸にひび割れができたので、それを修復しました。でも現在また、さらにひどくひび割れがしております。と同時に、その対岸の町道2245号線の道路と雨水の排水路があるんですが、その道路の部分が、護岸も含めてひび割れ、排水と護岸の道路部分がちょっとあるんですが、そこも、うねった形で隆起しているところが結構あるんです。この場所もかなりひどい状態ですので、至急整備・改修を要望して、私の質問は終わりにいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、鵜野澤一夫君の一般質問を終わります。

◇ 藤 井 幸 恵 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、1番、藤井幸恵君の一般質問を行います。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井幸恵です。質問いたします。

在宅育児支援への取り組みについて。

子育て支援者のニーズに即した子育て支援が求められている中、行政の役割、仕事は年々重く増加傾向にあります。また、DVや児童虐待、貧困問題など、最近の子供を取り巻く環境において、深刻な問題には行政からの丁寧かつ細やかな支援が求められています。行政には行政にしかできない仕事、立場、役割があり、そこにこそ重点を置いてほしい。それには、できるだけ住民の側にも、自分たちでできることは自分たちでやっていこうという考えを持っていただき、行政の負担軽減につなげていくことが重要かつ必要な視点だと思います。

そこで、子育て支援の多様なメニューの中でも、在宅育児に着目し、保育所、保育園、こども園に入園・入所前の子育て世帯への積極的な支援や、行政主導ではなく住民の皆さんや子育て当事者による自主的な活動、支え合いに対する支援を特に求めたいのですが、町の考えを伺います。

質問をまとめますと、1、在宅育児に関しての行政の立ち位置、役割とはどのようなものと考えているのか。また、その責任を果たすため、今していることや今後どのような取り組みをしたいと考えているのか。

2、行政だけではなく、地域による支援も有効で意義があると考え。住民活動の考えはあるか。

以上2点、答弁を求めます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまの在宅育児支援の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、在宅育児に関しての行政の立ち位置、それと役割とはどのようなものか、また、その責任を果たすために今していることや今後どのような取り組みをしたいと考えているかについてお答えをいたします。

児童福祉法には、子供を健やかに育てることについては保護者が第一義的に責任を負うと明記をされています。同時に、国と県、町も、保護者ともに子供を育成する責任があると記されています。核家族が主流となり、地域のコミュニティーが希薄となっている現状では、子育ての不安を軽減し、子供を育てる喜びや楽しさを実感できるよう、子育て家庭を支えていくことが必要であると認識をしております。

そのため、保育・教育が必要なご家庭には保育施設をご利用いただけるよう、これまで定員を増員する施設整備を行い、また、絵本の読み聞かせによる情操教育など保育の質の向上にも努めているところでございます。

施設を利用されていない在宅の子育て家庭の皆様には、現在、町内にある4カ所の保育施設において、それぞれ特徴ある子育て支援メニューを展開していますので、ご利用いただきたいと思います。そのほか一時保育事業も各施設で行っておりますので、リフレッシュなどにご利用ください。

また、保健センターでは、引き続き遊びの広場の開放や保健師等による育児相談・栄養相談を行っておりますので、お気軽にお越しください。

今後も、在宅育児のご家庭が育児不安を抱え孤独な子育てに陥ることのないように支援を継続するとともに、妊娠期から一人一人きめ細かに対応できるような体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、在宅育児に関しまして、行政だけではなく地域による支援も有効で意義あると考える、住民協働の考えはあるかについてお答えをいたします。

現在、町は「Cあわせこそだて」という子育て支援サイトを運営しております。これは、予防接種のスケジュール管理のほか、おむつがえ施設や医療機関などを検索できる機能を備えているもので、保護者に向け充実した情報提供を実施しております。この中の子育て関連情報には、町内で子育て支援活動を展開している住民団体のイベント情報も掲載しており、子育て家庭への情報発信という点で住民団体と協働しているところです。今後につきましては、さらに範囲を広げ、さまざまな住民団体と連携して、引き続き情報発信を行ってまいりたいと考えております。また、それらの団体の交流の機会を設けるとともに、地域の子育て力の向上を図る方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井幸恵です。再質問いたします。

答弁ありがとうございました。

在宅育児を自助、「自ら助ける」の自助とするならば、地域による支援は共助、「共に助ける」の共助となるでしょう。また、自分のときもこうして助けてもらったし、次は私がやりますねの支援の気持ちは互助、「互いに助け合う」の互助は、お互いさま、おかげさまの

温かい心の交流です。

私が考える行政にしかできない仕事とは、自助の皆さんに、あなたは決して一人ではないよというメッセージを伝え、背中からそっと支えること。共助の皆さんには、その活動がより活発で豊かな支援となるように、後押しとなる使いやすい条例整備や仕組みづくり、そして互助の気持ちを持つ人が一人でも多くこの町にふえていくようにと、地域による住民同士の交流や異世代、多世代交流を促す地道なコミュニティ活動。行政の仕事とは、自助、共助、互助、それぞれの活動をより推進してもらえるような仕事をした上で、それでもそのセーフティーネットから漏れてしまう人々に対し、丁寧かつ細やかな支援の手を差し伸べることだと思っています。

そこで、町長に再質問いたします。町長は、子育て支援が子育てしなくなる支援とはならないために、子ども・子育てに関する政策についてどのような理念を持ち、在宅育児の自助、地域や住民の皆さんによる共助・互助に対し、どのように取り組む考えなのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

基本的に藤井議員のご意見に私も賛同するものでございます。

子育て支援と申しますと、町が子育てをなさっているご家庭に対し、経済的あるいは精神的な援助を行うことと捉えがちでございますけれども、私は、昔から存在してきた地域コミュニティのあり方も子育て支援の一つの形であったというふうに考えております。

私どもの町、一宮町における子育て支援の施策あるいは事業の方向性を定めたものが子ども・子育て支援事業計画でございます。この中の基本理念として掲げられているものが、「緑と海と太陽と みんなで育てる未来の子」というスローガンであります。この考え方が町の子育て支援の中核であるということでもあります。また、この計画の中には、地域の力を生かした子育て支援という施策を掲げておるわけでございます。

藤井議員のおっしゃられる自助、共助、互助、地域でのそうした活動が活発化していくこと、これは大変喜ばしいことで、ぜひ行政としては連携を図ってまいりたいと考える次第であります。

また、保育の内容あるいは運営について国が示した保育指針というものにおきましても、

保育所の役割としては、その専門性を生かした形での地域の子育て家庭に対する支援、あるいは子育て支援に関する地域の人材との積極的な連携といったものについて定めるところがございます。保育所における子育て支援、地域における子育て支援、そして町が実施する子育て支援、それぞれがそれぞれの活動を補い合っていくことができれば、大変すばらしい、子育てに優しい一宮町になろうかと考える次第であります。

在宅育児につきましては、各施設で実施する一時保育を初めとする子育て支援事業、これを継続してまいりたく存ずる次第であります。

その上で、最後におっしゃられました、それでも支援から漏れてしまうご家庭をどう気づき、また、こういう皆様にいかにお手伝いの手を差し伸べていくか、ここが課題になろうかと思えます。町の第2期子ども・子育て支援事業計画策定の作業に入りますが、この作業の中で、子ども・子育て会議の委員の皆様とご一緒に協議をしてみたいと存ずる次第であります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井幸恵です。

再質問に対する答弁、ありがとうございました。終わりに、この質問を総括した発言を一言させていただきます。

今回の質問は、在宅育児という子育て支援の中の自助を切り口にいたしました。自助、共助、互助、そして公助、これは子育て支援の政策にとどまらず福祉政策全般に通ずるものだと思います。気をつけなければならないのは、自助は、自分のことは自分でという自己責任論が行き過ぎてしまうと、自分さえよければいいという考えになったり、できないことは個人の問題と片づけられてしまいます。当事者同士の支え合いも含め、子育てを前向きな気持ちで取り組める支援とは何かを、多様化する子育て家庭の形態に合わせ、常に考えていかなければならないと感じます。

地域による共助においては、それが強制によるものだと、できる、できないに対し、不平等、不公平感が生まれ、それが大きくなると排除の考えに至ります。そうならないために、本来のボランティア、「自主的、自発的な」の定義に立ち返り、「できる人ができることを」の考えに基づいて活動が促されてほしいと、大変重要なセーフティーネットになり得るだけに切に願います。

そして、自助と共助の根底にあるのは互助の精神であり、これがきちんと機能すれば行政の負担をぐっと減らすことができますが、根づかせるのが一番難しいものでもあるでしょう。いざというとき助け合える関係性は一朝一夕でつくられるわけではなく、常日ごろの挨拶や小さな思いやりを時間をかけて地域コミュニティの中で地道にこつこつと築き上げていかなければならないからです。それに対して、行政区や地区社協の役割が大いに期待されるようですが、行政は各地域の実情に見合った息の長い伴走が求められています。委託したからそれで終わりではなく、現場と当事者の声に耳を傾け、一緒に地域の課題に取り組む積極的な姿勢を町には希望します。

最後にまとめます。自助、共助、互助のそれぞれが、それぞれの機能と役割を連携しながら、上手にその責務を果たし、そのための支援、協力は行政はしっかりと行い、それでもそのセーフティーネットからこぼれてしまう方々へ、適切で丁寧な支援を行う補完行政、補う行政の形が一宮町には望ましいと考えます。何でも行政がやってあげるという姿勢では、ほどなく行き詰まり、遠くない将来、やがて破綻するでしょう。小さな自治体は小さな行政を目指す、それこそが、合併ではなく自立の道を選択した一宮町が歩むべき道筋ではないでしょうか。これは行政側だけでなく住民の皆さんにも強く言いたいことですし、一緒に考えてほしいと思います。

以上です。これで私の一般質問を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、藤井幸恵君の一般質問を終わります。

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、14番、焔場博敏君の一般質問を行います。

14番、焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場でございます。私は今議会に、国保税の負担軽減策について、広域行政の可燃ごみ袋値下げ問題、水道料金問題、そして町防災計画の充実について、大きく3点の質問をいたします。明確なご答弁、よろしく願いいたします。

第1点目、国保税負担軽減策について伺います。

毎議会のように国保問題を取り上げてまいりましたが、今年度から新制度移行のもとで、3月の所得の確定申告も終わり、加入者所得も確定した中での現状と運営見通しを伺います。

なぜ国保問題をたびたび取り上げているのか。それは、憲法25条、国民の生存権と国の社会的任務、ここからの要請でもあるからであります。憲法25条では「すべて国民は、健康で

文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」、2項として「国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定しています。国保法もまたこの規定から設けられております。国保の抱える構造的問題を、被保険者の厳しい経済的状況は新制度に移行しても改善されないばかりか、国の示す国保運営方針からすれば悪化していくことすら予想されるからであります。その基調が、年々高まる社会保障費をどう抑えるのか、国の支出をどう減らすのかに重点が置かれ、国民を健康にして医療費を抑えるということよりも、病床数を抑えて医療費抑制を図るとか、憲法からの要請である国の責任を後退させても国費支出を抑えるという本末転倒の方向であります。

前議会やそれ以前から述べてきましたが、国保一般加入者の平均所得額は年138万円、これは28年ベースで、この平均よりも所得の低い世帯が全加入世帯の64.8%を占めていること、法定減免を受けている世帯は全加入世帯の58.36%、6割近くであります。しかも、平均所得世帯のモデル世帯、大人2人、子供2人の保険税は年30万7,000円で、同じ家族構成の生活保護世帯の月当たりの可処分生活費は1万9,000円も低く、逆転してしまう状況であります。

また、国保税が所得税などと違い、より重税感がある税であるというゆえんは、所得税が所得金額から各種控除を差し引いた額、これに税率を掛ける方式に対して、国保税は所得金額から基礎控除の33万円のみを差し引いた金額に所得割税率を掛けた金額、これにさらに世帯割額、そしてまた均等割額、これを加えた金額が税額になるため、所得の少ない世帯でも重い税になる構造を持っております。

他の健康保険との比較を見ても、所得に対する保険料割合も国保が9.9%に対して、協会けんぽは7.6%、共済組合は5.5%と割合が高いことがわかります。他の保険が半額雇用者側が負担する仕組みに対して、国民皆保険の国保は国の負担がそうならないことにも影響しているというような関係も思われるわけであります。

昨年7月、全国知事会は、国保と他の医療保険との負担格差を解消し、今後の給付費増大に耐え得る財務基盤をつくるために、国に対して4項目の要望を提出しました。①として国保への定率国庫負担の引き上げ、②として子ども医療費無料化の国の制度の創設、③として子供の均等割の軽減、④として障害者・障害児、また、ひとり親家庭などを含む自治体の医療費無料化の取り組みに対するペナルティーの全面中止などであります。

一宮町も、平成30年度予算に向けた国への要望にたくさんの課題がある中、国民健康保険に係る負担金の拡充についてを要望していることが13日の議員全体会議で報告されました。

ちなみに紹介いたしますと、町が出した国への要望では、国民健康保険は、制度改正により平成30年度から都道府県が財政運営責任を担うことになった。これにより財政の安定化は図られたものの、被保険者の保険料負担は依然重いものとなっている。特に就業前の未成年等を抱える家庭においては、子育て支援の見地からも保険料負担の減免を考えるべきである。については、持続可能な医療保険制度として維持していくために、国民健康保険に係る負担金の拡充を図られるよう要望する、非常に立派な要望書でございます。この姿勢は高く評価をいたします。

同時に、国が地域の声に押されて方針転換をするまで、町民の暮らしをどう守っていくのかが問われております。それまでは何もしないのでは町長の政治姿勢が問われます。前議会でも提案をいたしました。一般会計からの法定外繰り入れをしてでも税率の引き下げをすべきであります。財源は社会保障費用に全額使うよう用途指定を受けている消費税増税分の地方消費税交付金、平成30年度は予算ベースで8,600万円と聞いております。一般会計からの法定外繰り入れは適当でないと、これまで行ってきませんでした。しかし、この交付金は、消費税を5%から8%に増税したことにより、所得の低い方がより影響を受けるということで、社会保障費に用途指定をされたものであります。国保世帯は町全世帯の約40%、人口で見ても約30%を占めます。一般の税金と性質が違うものと見てよいのではないのでしょうか。厚労大臣も、新制度導入後も国保会計への公費投入は自治体でご判断いただく、そういうものだというふうな答弁をしております。

再度提案になりますが、一般会計より法定外繰り入れをして、当面、18歳以下の子供に係る均等割額を免除することを提案します。ちなみに、全額免除で必要額は約2,000万円、半額で1,000万円、3割で600万円です。町長の政治決断を強く求めます。

次に、広域行政について伺います。

町では、高齢者福祉の充実、子育てしやすい環境のまちづくり、子育て支援の町として、移住者も積極的に受け入れてまいりました。今、私たちが取り組んでおります町政へ望むことを求めたアンケート、これに可燃ごみ袋の値下げとリサイクルの促進、これが上位を占めております。今回の質問は、この住民の声にどう応えるのかという質問であります。

平成24年12月議会で、ごみ袋値下げを求める質問をいたしました。広域行政で全体の6割を超える負担をしている茂原市から、可燃ごみ袋1枚10円から15円の値下げを行ったらどうかという提案を受けて行ったものであります。

近年のごみ行政は、自治体や住民のごみ減量化の努力、リサイクル努力も合わさって減量

化の方向になっております。本来そうした努力を支援する、このことこそ国に求められています。大型焼却炉によるごみの焼却中心主義からの脱却や、企業が生産設計段階から廃棄の段階まで全ての責任を負う拡大生産者責任制度の実現こそ求められております。

ごみ行政のあるべき姿を求めつつ、引き続きごみの減量化、リサイクル、再資源化を住民と協働で進める必要があります。ごみの減量化の努力とともに、自治体としては住民負担軽減のための努力を一層進める必要があります。

現在、ごみ行政は長生郡市広域市町村圏組合で行っていますが、可燃ごみ袋は県内一高い状態です。前回までの質問では、各施設の老朽化に伴う新たな財政負担増の理由から、管理者会議内で意見の一致を見ていないということでありましたが、現在はどうでしょうか。一宮町から住民の声を受けての再度積極的な引き下げ提案をすべきではないでしょうか。

次に、広域行政の2番目の問題として水道料金問題について伺います。

水道料金が高いという声が多く聞かれます。平成28年8月に、「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案」の修正案について説明を受けましたが、その後の進展はどのようになっているのでしょうか。伺いたいと思います。

また、以前の調べでは、町内の家事用水道使用量調査一覧表をいただきましたが、2カ月16m³の基本料金まで使っていない世帯が多かったわけですが、現状はどうなっているのでしょうか。実態が同じようであれば、1m³当たりの水道料金は変えずに、使った分だけを支払う従量制料金にすべきではないでしょうか。新たな町負担額もあわせて伺いたいと思います。

3番目の質問は、町防災計画の充実について伺います。

町は、平成25年度修正版として一宮町地域防災計画書を発行しています。528ページにわたる膨大なもので、読み込むだけでも大変な量であります。ましてや実際の災害に対しては、訓練をよほど重ねてマニュアル化していなければ、計画書が生きてこないというふうに思われます。避難所運営マニュアル一つとっても、誰がどう行動し、避難者とどう接するのか、誰が見てもすぐわかるマニュアル化とそれに基づく訓練が必要かと思われます。計画の見直しを含め取り組みを伺います。

防災訓練も、ただ漫然と実施するのではなく、テーマを決めて行う必要があると思いますが、伺いたいと思います。

また、町の津波対策として急がれるのは大村地先南川尻川の対策です。東日本大震災の際の津波では、大村町営住宅とその周辺に浸水被害も出ております。地域住民も大変心配しています。近隣水田には津波が300メートル遡上して、塩害こそ起こさなかったものの、稲が

植えつけられていた時期であればどうだったかわかりません。

県は海岸に6メートルから6.5メートルの土塁をつくり、また、一宮川河口も堤防のかさ上げ工事を進めておりますけれども、南川尻川は海に河口が直接出ているために、有効な対策がまだとられていません。費用も準用河川は町負担ということもおくれている原因のようでもあります。このまま放置状態が続くと、こういったことも許されません。

対策を強く求めて、一般質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（馬淵昌也君） 畑場博敏議員から頂戴しましたご質問にお答えをいたします。

まず、国保税負担軽減策についてのご質問でございますが、現状の私どものあり方、考え方について、まず最初にちょっとご紹介を差し上げさせていただきます。それから、最後にご質問いただきました負担軽減策についてお答えを差し上げるようにさせていただきますと存じます。

まず、現状の私どもの認識、そして基本的な方向性でございますけれども、今年度から県の広域化による新制度が開始されたわけでございます。その中での国保運営の見通しについて、まずお話を差し上げたく存じます。被保険者数の状況を申し上げますと、昨年度末と比較いたしますと100人程度減少したということでもあります。逆に、医療費の約3割を占める70歳以上の方が30人程度増加していらっしゃいます。そこで、加入者数は全体として減少傾向にありますが、医療費につきましては、潜在的にこれから必要とされるであろう皆様の人数がふえておりますが、金額的には横ばいの状態という状況であります。また、国保運営の収入源となります国保税につきましては、所得水準に変化なく、被保険者数が減少しているという状況から、前年度より減額の見通しとなっているところであります。

その中で、ご存じのとおり、今年度より医療費の全額が県からの交付金で賄われることとなります。県に支払う納付金、これが一方で町の責務として生じますが、これは過去3カ年の医療費実績等に応じて、2年後以降に緩やかに納付金が医療費を反映される形で決定されるということになります。当然、医療費がふえれば、2年後に国保運営において納付金に上乘せされた支払いが必要となります。被保険者の皆様の負担増を避けるためには繰越金や基金で補填せざるを得ないと、こういうことがございます。そのため、私どもといたしましては、手元にある程度の基金等を保有していくことが運営上必要と考える次第であります。

以上のことから、現在、今年度についての私どもの考え方でございますが、現状の税率維持で皆様のご理解、ご協力をいただきながら、この課題をクリアしていきたいと、こう考える次第であります。これがまず現状に対する私どもの認識と判断でございます。

続きまして、今後の負担軽減策、ご質問の核心でございますが、以前、地方消費税交付金、社会保障財源分を使つての法定内繰り入れによる負担軽減策についてご提案をいただきました。これにつきましては、法定外繰り入れという制約を鑑みますと、国保加入者以外の方々の税負担の公平性ということから、瑕疵を免れないということで、私どもとしては適切ではないと考える次第であります。

そこで、私どもとしては引き続き、先ほど言及いただいた国への要望ということでございますけれども、負担金の増額を国・県へと要望を上げてまいりたく存ずる次第でございます。

町といたしましては、今後、医療費の推移、財政状況を的確に見きわめた上で、その上で税率の軽減について毎年度検討を続けて、こうした問題に対応していきたいと考える次第であります。

続きまして、広域行政のごみ袋の値下げ問題についてのご質問にお答えを差し上げたく存じます。

ごみ袋の値下げの問題でございますけれども、現在どういう状況かということですが、現行、住民の皆様には20リットル用35円、30リットル用50円、40リットル用65円でごみ袋を購入していただいております。一方、可燃物処理費に係る広域の歳入歳出決算を見ますと、歳入不足であり、その不足する部分は構成市町村の負担金で賄っているという状況でございます。

ごみ袋の値下げを行った場合、平成28年度の決算ベースで、10円の値下げで約6,000万円、15円の値下げで約9,000万円が新たな負担となると試算をされているところであります。

この問題は、構成市町村の財政面に影響することから、広域行政として構成7市町村の足並みがそろうことが必要であります。平成24年度に広域の管理者会議で、茂原市のご提案によりごみ袋の値下げについて議論が行われたと伺っております。しかし、先ほどご言及いただいたとおり、新し尿処理施設の建設、ごみ処理施設の延命化のための大規模改修事業、整備、さらに最終処分場建設の予定など、こうした大きな事業が今後見通されるということから、新たな財政負担の検証が必要だということで、合意には至らなかったと伺っております。

今後、ごみ袋の価格問題については、広域の管理者会議で構成市町村と議論を深めてまいりたいと考える次第でございます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 塩田企画課長。

○企画課長（塩田 健君） それでは、焔場議員の広域の2点目の質問、水道料金及び県内水道の統合についてお答えいたします。

まず、県内水道の統合・広域化の平成26年8月の説明後の進展についてでございますが、九十九里・南房総地域の関係市町村等、全27団体が当該修正案の内容について賛成したことから、千葉県では平成27年9月に「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）」として公表しました。

その後、平成28年3月に、九十九里・南房総地域の各用水供給事業者、県水道局及び千葉県にて構成する実務担当者による検討会議を設置し、各事業者の現状分析などを行い、現在、統合後における施設の整備・更新の考え方や財政収支の見通し等について検討を進めていると聞いております。なお、検討に当たりましては、関係市町村の意見を聞きながら進めていくとのことでございます。

次に、水道料金が高いとの声にどう応えるかですが、長生広域水道の一般家庭における1カ月10^m3当たりの水道料金は1,846円で、県内水道事業者41団体中18番目に位置しております。今後、長生地域では、人口減少による水需要の減少や老朽化施設の更新により、さらに厳しい状況になることが予想され、現段階では水道料金の値下げは大変厳しい状況であると伺っております。

また、従量制への移行についてでございますが、水道事業の経費には、いつでも安全な水を供給できる体制を維持するために、水道施設の維持管理费用など固定的にかかる経費と給水量の増減に応じて変動する経費とがあり、公平な受益者負担の理念に基づき、基本料金は固定的にかかる経費を賄うために設定しているとのこと。このことから、今のところ従量制への移行の考えはないと伺っております。

なお、基本料金部分を従量制とし、1^m3当たりの単価を家庭用単価に設定した場合は、現行の料金体系で平成29年度実績を見込みますと、長生郡市全体で約1億数千万円の不足が生じ、一宮町についても1,000万円以上の追加負担が必要となるようでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、3点目前段の防災計画と防災訓練の関係についてお答えします。

初めに、地域防災計画の見直しの関係でございます。

現在の計画である平成25年度修正版は、災害対策基本法に基づき作成した大綱であり、その内容は、未曾有の大災害、東日本大震災での教訓が礎となっております。しかしながら、その後、計画に反映すべきであるという課題も幾つか生じてきております。

1つは、平成28年の熊本地震での教訓でございます。これは、車中泊避難によるエコノミー症候群の予防対策や、各家庭における食料・飲料水の備蓄目標量を3日分以上から、最低3日、推奨で1週間にふやすものでございます。また、住民による避難所の自主運営体制の構築を図るといったものでございます。

そのほか、千葉県による地震被害想定調査の結果では、津波が想定される地震に、東日本大震災の割れ残りである房総半島東方沖日本海溝沿い地震、こちらの地震につきましてはマグニチュード8.2、津波の到達時間が35分、最大の津波7.7メートルというものが新たに加わってきております。

このように新たな課題も幾つか生じてきておりますので、ご質問にもありましたとおり、誰が見てもわかりやすい内容となるよう、概要版の作成とあわせ、防災計画や各種マニュアルの見直しを検討してまいりたいと思います。

次に、防災訓練の関係であります。今年度の訓練につきましては、既に千葉県との共催が決まっており、語り部講演や各種展示など、防災への意識高揚を目的とした訓練が中心になってくると思われませんが、今後につきましては、避難時間を検証するなど、テーマを決めて取り組む訓練のほか、被災者からのニーズの募集と管理、ボランティアに來られた方が対応可能な作業内容の把握、ニーズとボランティアを結びつけるマッチングなど、災害ボランティアの皆様をスムーズに受け入れ、派遣できることを目的に行うボランティアセンターの立ち上げ訓練など、先進的な事例を参考に、より実践的な訓練への取り組みについて検討してまいりたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 続きまして、南川尻川対策についてお答えいたします。

準用河川が海に流れ込んでいる河川は珍しく、改修の事例等がないのが現状であります。千葉県と協議をした結果、準用河川は町で対応してほしいとの回答を得ております。暫定的ではありますが、平成26年に河川の護岸を50センチかさ上げしております。しかしながら、県で行われている工事の高さ、東京湾標準海面プラス6メートルまでは、まだ達しておりません。今後は技術的な面について千葉県と協議し、対策を行っていく予定であります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） それでは再質問させていただきます。

まず、国保税の引き下げの問題については、答弁の中で、法定外繰り入れは国保加入者以外の方々の税負担の公平性から適当でないという旨の発言がありましたが、地方消費税交付金の増税分額、今年度は8,600万円だそうでありますけれども、国保加入者は人口で3割、世帯で4割の町民の皆さんが加入している保険です。3割分で見ても2,580万円、4割で見ても3,440万円であります。これ以内の支出であれば公平性は保たれるのではないのでしょうか。ぜひともこれを使っての引き下げをお願いしたいと思いますが、もう一度ご答弁をお願いいたします。

次に、ごみ袋の引き下げの問題で再質問いたします。

先ほどの答弁の中で、ごみ袋1枚10円の値下げで広域全体で6,000万円、15円値下げすることで9,000万円との数字が出されましたけれども、これを町村ベースで見ると、茂原市が約6割ほど負担しておりますから、町村では1町村600万円から700万円前後の負担で済むのではないのでしょうか。この程度の負担で県内一高いごみ袋の汚名を返上できるのであれば、ぜひ提案をしていただきたいと思います。住民も一層の減量努力、これをしていくと思います。お互いに協働してきれいなまちづくりを進めるきっかけにしてほしいと思いますけれども、町長の見解を再度伺いたいと思います。

次に、水道料金の問題での再質問をいたします。

地方自治法には、地方自治体の仕事として上水道その他の水利事業に関する事務をうたっております。県の水道統合・広域化の取り組み方針についてはわかりましたが、少しでも地元水道が安価になるよう努力をしていただきたいと思います。

水道料金の値下げは大変厳しいとのことですので、1 m³当たりの料金はそのまま使用量に応じて支払う従量制の提案ですが、一宮町の水道使用の実態を調べていただきました。広域の水道部の調べでは、平成29年度家事用、これは家庭用ですね、家庭用で基本料金以下しか使っていない家庭の割合、これを1年間を平均すると、一宮町の全世帯の63.4%に上ります。

従量制で料金を徴収した場合、町負担額が1,000万円を超えるとのことですので、逆に言えば、一宮町の6割を超える世帯が、基本料金という名目で1,000万円を超えるお金

を余分に使用料金より支払っている、こういうことになるのではないのでしょうか。今、核家族、高齢者家族、単身世帯などさまざまですが、これらの世帯の方々は水道料金は高いと感じていると考えられます。町長はこの実態をどう認識し、どう対策をとるのか、もう一度伺いたいと思います。

防災計画の充実の点での再質問です。

避難誘導マニュアルや避難所運営マニュアルで、自主防災組織のあるなしで、その役割、また職員の役割、議員等の役割、議会防災計画をつくっているところもあるそうであります。先進例を参考に見直しを行うべきだというふうに思いますけれども、この点で再度伺っておきたいと思います。

また、お隣のいすみ市は、毎月5日を防災を確認する日として定めて、家族で話題にするよう防災行政無線で広報しているようであります。よく事例に学んで取り組めるものであれば、一宮町でも生かす考えはどうでしょうか。伺いたいと思います。

防災の最後は、南川尻川対策であります。

資金面、技術面では県・国とよく相談、指導も受け、防災・減災事業での事業申請も視野に入れて、一定の期限を切り、対策を求めたいわけであります。技術面での検討はいつごろまで、この方向性をぜひ示していただきたい。また、それを受けて資金対策はどうするのか、どのくらいの目安で考えているのか、町長の腹づもりを伺います。

未来永劫検討するということでは延ばして、災害が来てしまつては元も子もありません。すぐにできないまでも、積極的に年次計画を検討する中で進めていただきたい。このことを再質問いたします。

以上であります。

○議長（吉野繁徳君） 再質問の答弁を願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 舩場博敏議員からいただきました再質問、第1問目、国保税の負担軽減に関するご質問にお答えを申し上げます。

まず、地方消費税交付金といった形での社会保障財源分という形で限定を受けた資金でございますけれども、これの世帯数あるいは人数の割合分を法定外繰り入れとして充当したらどうかというご提案と伺いました。幾つかの点で、やはり私としては直ちにこれにご賛同申し上げられないということがございます。

まず1つは、消費税の負担額というものが、全ての町民の皆様お一人お一人、均等額で

負担いただいているということでは必ずしもないのではないかと思います。したがって、単純な割合、比率でこれだけの金額ということで、その方々がご負担いただいているものと積算するのは、少々私は難しいと考える次第でございます。これがまず第1点。

それから、これは県の広域化のプロセスの中で、県のほうから法定外繰り入れをしない方針と、これを大前提として考えてほしいということで、私どものほうへ方針をいただいております。したがって、現況、法定外繰り入れをしている自治体も、こうした県からの要請に直面して、今後それを再考せざるを得ない、そういう流れがございます。その中で、私どもがあえて法定外繰り入れに踏み込むということは、私としては現在の状況下で大変不適切なことではないかというのが2つ目でございます。

さらに、本来の国保といったものの制度に立ち返りますと、この会計そのものが加入者の皆様に賄って運営を進めていく、そうした性質のものではないかというふうに考えます。これが特別会計ということで自立したものとして設定されているということは、1つの自己完結性がそこには期待されているということであります。そうした原理原則の点からも、これは私としては適切とは考えられないというふうに判断をいたす次第でございます。

以上の点から、今のご提案については、私としてはご賛同を申し上げられないというところでございます。

さて、2つ目、ごみ袋の値下げでございますけれども、実は以前よりこの問題については問題提起を賜りまして、私も、広域というか、町村会の場で、これは個人的な意見交換の場で少しお話をさせていただいたことがございます。たしか1年前だったと承知いたします。町村会でその他の議題としてお話を提起させていただきましたが、今のごみの減量との関係について、皆さんの意見はさまざまございました。以前にもご報告を差し上げたことがあろうかと思いますが、むしろ、ごみの量が袋の値下げによって増加するということが、非常に過去の例に基づくと見られているということで、全般としてごみの減量をまず先にやるべきではないかという、そういった議論が行われました。

そういうことで、今日、広域内部では、この問題は値下げの方向で大きな議論が行われるというところには至っていないわけでございます。価格そのものが適切なかどうかということで、私が杣場議員のご意見を賜った上で、再度問題提起をすることは妨げないと存じますけれども、現在までの状況はそんなところであることをぜひともご理解いただければと存ずる次第でございます。

それから、3つ目の水道料金の問題でございます。

水道料金従量制への移行ということでもありますけれども、先ほど企画課長から答弁を差し上げたとおり、今のところ広域の方針として従量制への移行の考えはないということでございます。しかし、これについては、少なくとも私が広域のほうで管理者の皆様とご一緒する中では、まだこれを議論したということは本格的にはございません。今後協議を進めていく、そうしたことを私も問題提起をさせていただくことは妨げないのではないかと考える次第であります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 防災計画、その他各種マニュアルの見直しの関係につきましては、今あるもので用が足りるとか、万全であるというようなことは決して思っておりません。ただ、言葉で防災と一言では言えるんですが、中身が非常に幅広いものとなっておりますので、できるところから少しずつ随時見直しを図っていきたいと思います。

また、いすみ市が行っている啓発と同じようなものを作ってはいかがかという提案でございます。3日前の6月13日の朝に地震が発生いたしました。その日のうちに、政府の地震調査委員会ですか、そちらがすぐ報道発表いたしまして、千葉県東方沖の海底の岩盤というんですか、それが6.5センチ、6月に入ってから動いていたと、その影響で地震が起きたのだと。今後活発化するおそれがあるので十分注意するようにと。これを図面で見ますと、白子、長生、一宮、いすみあたりの沖なんです。ということで、杵場議員からの提案が、このニュースを知り得てのタイムリーな提案だと判断すれば、いすみ市が行っている毎月5日ですか、この日に合わせた形で町のほうも啓発していきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 今、質問にございました時期的な問題並びに資金計画ということですが、こちらのほうといたしましては、関係機関や内部での協議を重ねて、今後検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

14番、杵場博敏君。

○14番（杵場博敏君） どうもありがとうございました。要望だけちょっと述べさせていただいて終わります。

国保問題では、今、町長はできない理由を3点ほど挙げていただきました。消費税増税分

の問題では単純な比率はできないとか、法定外繰り入れを県はしない方向だとか、会計も加入者の運営だろうと。それは先ほどの質問を聞いていただければ十分わかるはずです。それを踏まえた上での質問をしていますので、もう一度よく聞き直していただきたいと思います。ぜひ進めていただきたいというふうに希望します。

ごみ袋の問題については、個人的な意見交換の場で提起をしたということも今伺いましたが、値下げをすると量が増加するという問題はいつも言われる問題で、それは端緒的にあるのかもしれないけれども、すぐそれはおさまる話で、そういう点では、これも粘り強く住民が、特に一宮の場合には、よそから入ってきた住民の皆さんが大分多くなっているということで、余計、他市町村と比較をするという条件になっていますから、町長もよく住民の皆さんの声を聞いていらっしゃると思いますので、その辺をよくそしゃくしながら、値下げの提案を頑張ってくださいというふうに思います。

水道料金についても同じです。質問の中で、1,000万円を超えるお金が新たにかかる。ただ裏を返せば今まで取り過ぎていたんじゃないかと。本来、自治法でいう上水道の事務は自治体の責任です。そういうことですので、この辺も今まで議論していないということですので、よく考えをまとめて、ぜひ議論をしていただきたいというふうに思います。

防災マニュアルについては了解をいたしました。頑張ってくださいと思います。

南川尻川対策も、ぜひスピード感を持って協議をしていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、畑場博敏君の一般質問を終わります。

会議再開後 1 時間30分経過いたしました。ここで15分ほど休憩いたします。

休憩 午後 2 時 3 6 分

再開 午後 2 時 5 7 分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◇ 鶴 沢 清 永 君

○議長（吉野繁徳君） 一般質問であります。

4 番、鶴沢清永君の一般質問を行います。

4 番、鶴沢清永君。

○4 番（鶴沢清永君） 駐車場対策について 2 点お伺いします。

2年後にオリンピックも開催されることから、今、当町は大変注目を集めており、年間を通して海岸利用者や一宮町を訪れる人がふえています。しかし、全体的に駐車場が不足しているように感じられるので、次の2点についてお伺いいたします。

1つ目、釣ヶ崎海岸については、1ヘクタールを公園として整備してくれるが、サーフィンの大きな大会時や上総十二社祭りのときには、まだまだ駐車場が不足すると思われるので、釣交差点付近の県道と国道を挟む三角地を駐車場として整備し、オリンピック開催時には町のイベント広場、大会終了後は駐車場として活用できるよう整備できないか伺います。

2点目、海岸線の自転車道路の町道については、迷惑駐車対策ポールが設置され、迷惑駐車がなくなりましたが、近隣に駐車場が少ないため、さくら通りへ迷惑駐車が目立つようになりました。今後の対策について伺います。

この2点、お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） ただいまご指摘の釣交差点の三角地につきましては、東側県道沿いが県有地で、国道沿いは私有地となっております。合わせましておよそ1万5,000平方メートルございまして、仮に駐車場とするならば、かなりの台数が収容できるものでございます。

かねてより、町としてもこの場所の利用に向け、有識者の協力を得ながら千葉県と協議を重ねているところでございますが、それらは全て何分、保安林となっておりますことから、容易に進んでいないのが現状でございます。また、こちらにつきましては、駐車場に限らず、非常時の一時避難場所であったり、あるいは道の駅などにもつながるものと考えておるところでございまして、実現に向け引き続き協議してまいります。

次に、さくら通りの件でございますけれども、いわゆる迷惑駐車につきましては、まずは規制強化に努めることが肝要かと思いますが、ご指摘のように、迷惑駐車の原因は駐車場の不足によるものにほかなりません。

これまでは、年に数回行われるイベントなどで駐車場不足のご指摘を受けてまいりましたが、その手だてとして、その都度、沿線の空き地、これらを借り受けまして駐車場にしたり、あるいは送迎バスを運行させるなどして対応してまいりましたが、年間を通しての受け入れ体制を整えると、こうなりますと非常に難しい問題でございます。まずは沿線の状況や来訪者

の実態を調査いたしまして、対策を講じてまいりたいと考えておる次第でございます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

4番、鶴沢清永君。

○4番（鶴沢清永君） 再質問ではありません。2点とも要望であります。まず1点目です。

今後、祭りやサーフィン、観光などで、日本全国のみならず世界中から人を招くに当たり、会場の目の前の国道と県道の分岐の三角地が雑木林のようになってはどうかと思われま。先ほど答弁にもあったように、道の駅など、オリンピックのレガシーの一つとして残るように整備をしていただきたく、これに関しては強く要望いたします。

2点目です。今、迷惑駐車に関して、民間の駐車場も周りに少しずつふえてきているので、そちらに促せるように警察と連携して協議して、どうにか路上駐車の改善に向け協議を進めていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 要望でいいですか。

○4番（鶴沢清永君） はい。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、鶴沢清永君の一般質問を終わります。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、7番、藤乗一由君の一般質問を行います。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。3つ質問を提出させていただいておりますが、一つずつ区切らせていただきます。お願いします。

1点目、国際サーフィン大会への町補助金に関して、以下の点についてお伺いします。7項目挙げております。

①本年3月2日の議会議員全体会議におきまして、先ごろ実施しましたQ S 6000への町からの補助金支出は行わないということを明言しておりましたが、補助金支出をしないと決定した要因についてお伺いします。

2つ目、その後1カ月もしないうちに当初の計画を変更して、補助金の支出を決定しまし

た。これを議会に提出したわけですが、この経緯を説明していただきたい。また、補助金要望が3月9日に出たようですが、補助金要望したWSLジャパン側の組織、大会運営資金集めの状況、こういったことについて町ほどの程度の内容について調査、確認をしてきたのかということについて。

3つ目、WSLによる大会運営資金のスポンサー集め、営業活動の内容と状況、これに取り組むWSLの組織の現状についてご説明ください。スポンサー集めの営業活動が十分可能な組織になっているのかというところが確認させていただきたいところです。

4点目、来年度以降の一宮町で開催予定の同様の国際大会、これにおけるスポンサー集めに関する部分の事業計画は既に手をつけられているのか、あるのか。あればそれについての大会規模、全体の予算の見通しも含めてご説明ください。

5つ目、町民の間では、サーフィンに対する関心、盛り上がりが非常に低い状態だというふうに私は認識しております。その辺のところはご存じだと思うのですが、国際サーフィン大会を実施しても、町民への認知度、町全体への経済効果が非常に低いということに対しての対策、これを考えるときに、その要因等をどのように認識して、今後どのようにしていくつもりなのかという点についてです。

6つ目、来年度以降の大会を実施するには、今年度以上の資金集めをすることが欠かせないと思われまます。すると、スポンサー集めに関しては、町も今後は、主体的にWSL団体と手をとり合って取り組まなければ実現できないことであろうと考えます。そこで、具体的にどのような形でこれに取り組んでいくつもりなのかということについてお伺いします。

7点目、本年度は窮余の策という形だと思いますが、条例改正をしてまで、大塚実海と緑の基金から補助金を捻出するということをしました。大会の実施は、町の地方創生事業計画に関連して、一昨年、その前から予定されていたものでございますから、本来、こうした計画に当たるに当たって、基金からではなく一般財源からの支出をすべき性格のものであると考えます。この点については鶴沢議員もその際におっしゃっておりました。大塚実基金は本来海岸環境の整備保全、これを目的としてご寄附いただいたものでございます。今現在、残額が約3,000万円ということになっていると思いますが、次年度以降にも、ご寄附をいただいた大塚実会長の初志に反して、この基金から国際サーフィン大会への補助金支出をするという考えのままでいるのか、これらの点についてお伺いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員からいただきましたご質問へのお答えを差し上げたく存ずる次第であります。

まず、7ついただきました。①は、3月2日、補助金支出は現在では行わない考えですと申し上げたことから、そのときしなかった理由は何か。それからその後、②前半でございますね、一月余ということでございますけれども、補助金の支出決定に至った経緯はいかがかということでございますけれども、この件につきましては、4月の臨時議会で私、詳細にご説明を差し上げたとおりでございますので、この場では割愛をお願いしたく存ずる次第であります。

さて、②のご質問の後半、WSLジャパン側の組織、大会運営資金集めの状況など町ほどの程度の内容について調査、確認をしたのかについて、ご回答を差し上げたく存ずる次第であります。

WSLジャパンは、世界的なサーフィン組織であるWSL、ワールド・サーフ・リーグです。カリフォルニアに本部があるということでもありますけれども、日本支部という位置づけであります。補助金申請書には、団体に関する調書、登記簿、決算報告書を添付していただいて、団体としての信用性を確認させていただいておる次第であります。資金集めの状況については、WSLジャパンの代表あるいは役員が中心となって、また協力者の皆様とともに、サーフィン関係の企業はもとより自動車メーカー、宿泊施設など、さまざまな企業にご寄附のお願いを差し上げたと同っております。

これは、③のご質問、スポンサー集めの内容と経過、WSLの組織の現状と、ここまであわせてお答えを差し上げたものをご解釈いただければ幸いです。

④来年度以降について事業計画があるのか、一宮町で開催する国際サーフィン大会におけるスポンサー集めに関する部分の事業計画があるか、大会の規模、全体の予算見通しも含めて説明をというご質問でございます。

来年開催予定の国際サーフィン大会ですが、先ごろ開催をいたしましたQS6000は、もう一回行われるであろうと想定をいたしております。大会規模、事業につきましては、QS6000につきましては今年度と同程度になるかと思っております。来年度はオリンピックの1年前でございますので、果たしてこの形だけかどうか、現在のところはまだ未定のところがございますけれども、さらにさまざまな形で新たなものがつけ加わる可能性もあろうかと思う次第であります。いずれにいたしましても、来年度も国際サーフィン大会は行われるものと考え

えております。

スポンサー集めの事業計画につきましては、現在のところ作成には至っておりません。特にWSLについてのスポンサー集め、これは今大会の事業実績報告をいただいた後、これと並行してですが、直ちに事業計画を作成して明確な見通しを、私ども町と、そしてWSL、また関係者の皆様でつくっていくべきだというふうに考えている次第であります。新しいものにつきましては、それが企画が立ち上がった時点で私ども対応を、的確に真正面から取り組むという姿勢でこれは対応したいと思っております。

また、⑤であります。町民の皆様の間でサーフィンに対する関心、盛り上がりが非常に低い、認知度、経済効果が非常に低いということ、その原因をどう考えて、今度どういう対策、施策を進めるかということでございます。

盛り上がり、経済効果が非常に低いかどうかにつきましては、徐々に改善もあるのではないかと考えている次第であります。町民の方々のお話を伺うと、いろいろとご関心、認知とも高まってきているのではないかとというふうに感ずるところであります。町民の大多数の方が興味を抱いて、会場に皆様で赴いていただくという段階には、もう少しお時間が必要だとは考えますが、徐々に改善されてきていると私どもは考えておる次第であります。

今大会ではQS6000のチラシ、サーフィン競技を理解していただくためのチラシ、これをセットにして全戸配布をさせていただきました。小学生等の大会見学、また、旧駅前直売所でのライブ中継など、そうしたものを実施したことで、多少なりとも関心を高めていくことができたのではないかと考えます。会場には私も何度も足を運びましたけれども、従来なかった形でさまざまな幅広い年齢層の方、サーファー以外の方々もお見えになっていらっしゃいました。これは非常に新しい動きであると私は感じておる次第であります。

経済効果につきましては、先般の議会で言及をさせていただきました千葉銀総研の調査結果もございしますが、数字ではそれなりのものが出ておりますが、なかなか全ての方が直ちに実感していただくというところまで至っていないということは、事実そのとおりかと存じます。

しかし、国際サーフィン大会を開催することで、多くのメディアが一宮町について宣伝をくださっております。このメディア効果は非常に高いと。サーフィンの認知度等を高めるだけでなく、一宮町そのものの認知度を高めるということで、さまざまな形での経済効果に非常によい影響を及ぼしていると考えます。

先般私が参観をいたしました、中房総の観光プロモーションの協議会がございします。ここ

ではメディア露出は、私の記憶がちょっと曖昧なところがございますけれども、15秒で600万円というお話だったのではないかと思います。いずれにしても、一宮町は今、相当の露出がございますので、これはかなり大きな宣伝効果があるかと思う次第でございます。私の記憶が不十分でございましたらば、後ほどまた調査をして、皆様に正しい数字をご案内させていただきますけれども、そうした間接的効果はかなり大きくなってきているのではないかと考える次第であります。

さらに⑥、来年度以降の大会実施に今年度以上資金集めが必要ではないかと、スポンサー集めに町は今後主体性を持って取り組まなくてはならないだろうということで、具体的にどう取り組むのかということでございますけれども、私ども来年度以降の大会実施に向けては、先ほども申し上げましたことと重なるわけでありまして、WSLにつきましても、WSLから今大会の事業実績報告をいただいた後、過去3年間行いました大会の問題点を十分に洗い出した上で、町とWSL、また関係者の皆様とで協議をしながら、早急に、できる限り早く事業計画を作成して、そちらへ向かって進んでいきたいと考える次第であります。

⑦大塚実海と緑の基金から窮余の策として条例改正を行って補助金を捻出したことについて、これをそのようにご解釈をいただきまして、大塚実基金の本来の趣旨、海岸環境の維持・整備保全とは違うということで、今後もそうした支出を行うのかということでございますけれども、これまでのいきさつも踏まえてお答えを申し上げますと、QS6000は、一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略、地方創生の総合戦略でございます。一番最初につくりました総合戦略、この中で計画した一宮版サーフォノミクスの重要な一環として、この大会を誘致するということが掲げられたわけでありまして、その経緯を受けて現在に至ります。平成28年度は国の採択を受けまして、地方創生推進交付金から賄ったわけでありまして、平成29年度は、国は不採択ということで、町単独費で補助をしたという経緯でございます。

今回、WSLから補助金の要望を受けて、その必要性を検討していた段階で、大塚実海と緑の基金の利用という可能性が浮上をいたしました。大塚会長の志から外れる用途は絶対に避けるべきであると私も考えておるわけでありまして、そこで、大塚会長にご意向を確かめさせていただきましたところ、町で十分に協議し、最善な利用方法として考えられるならばということでご了承をいただきまして、基金条例の改正を経て補助金支出に至ったわけでございます。

オリンピックサーフィン競技の開催地として、一宮町といたしましては今後さまざまな分野で財政的な負担が生じます。確かに一般会計から緊急措置的な対応をとらざるを得ない可

能性もあろうかと思えます。そうした想定を一方に抱きながら、特に特別なサーフィン大会であると限定した上で、今回の補助金につきましては、大塚実海と緑の基金から支出をさせていただいた次第であります。

次年度以降につきましては、計画的な資金集めをするためにも、WSLあるいは関係者の皆様と事業計画を作成し、できる限り公費を使用しない形での大会開催を目標として進んでまいりたいと思えます。ただ、その中で特に必要な場合は、私ども考えますに、改正後の基金の目的に沿った大会であることから、基金を利用して円滑な大会運営を行う、その可能性もあると、必要なときはそう行ふべきであると考えている次第であります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。ただいまの答弁に関して、再質問を幾つかさせていただきます。

4点あります。大きく申し上げますと、補助金支出の責任について、2つ目は大塚基金条例の再改正について、3つ目は経済効果と盛り上がるのことにに関して、4点目はスポンサー企業を集めることということに関してですが、順次説明させていただきます。

補助金支出の責任についてなんですけれども、4月の臨時議会における町長の説明によりますと、WSL側との話の中で、次回には自力で資金集めをするので大丈夫だといった話だったから安心していただけると、しかし当初の話とは異なり、資金が集まらないという話になったと、そのためやむを得ず補助金支出の決定をしたというような説明だったかと記憶しています。

先ほど割愛させていただくというお話でしたので、あえて私のほうから申し上げさせていただきますが、QS6000への補助金は、これまで平成28年度に2,200万円、県から1,000万円、国から1,200万円、平成29年度に1,500万円、これは町が500万円という金額が積み込まれてまいりました。ほとんどが町の金ではないという言い方もできるわけですが、全て税金であるということには変わりありません。

この莫大な補助金が大会運営の主要な資金源となってきたわけです。そもそも金には色分けができませんから、現実的には賞金にも使われているわけです。また、仮にも最大のスポンサーですから、現実的なパートナーとして大会を進める関係でもあるわけですね。パートナーであるからには、相手のことをしっかりと把握していただかなければならないでしょう。

企業であればこれだけの金を使うわけですから、経営戦略にもかかわる重要なことです。当然、スポンサー、資金集めの現状についてしっかりと把握しておいていただかなければ、自分のところの経営にも直接的に影響してくるということになるわけです。こうした点から考えますと、馬淵町長のWSLとの対応、これは経営者として非常にずさんであったというふうに言われても仕方ないのではないかと考えます。

平成28年、29年と、これまでの資金集めの状況がどうだったか、組織運営の状態、こういったことがどうだったかということは、比較的簡単に相手側と情報をとり合って確認することはできるはずです。本当に安心できる回答なのかどうかということは推測することは可能であったはずですが、つまり、そうした危機管理的な意識を持った対応をしていくということで、ある程度は今回の補助金支出を回避することが可能だったのではないかと考えられます。あるいはそこまでが無理だったとしても、あらかじめ補助金支出を見込まざるを得ないという状況になるだろうということも、予測できたかもしれないと言えます。そうしますと、馬淵町長、危機管理的な部分という点にかかわる問題ですが、企業であれば株主から経営責任を問われるということにもなりかねないことでもあるわけです。

また、WSL側は、28年度に2,200万円、昨年度1,500万円と補助金が減ったわけですが、それなりに努力しているということであるならば、本年度は2,000万円までの補助金を必要とするということにはならなかったのではないかと考えられます。そうすると、WSL側としては、補助金を期待して経営努力が十分されていなかったのではないかと、そういうふうに思われる、そういうふうに推測されても仕方ないということもあると思います。言い方は悪いですが、人によっては、相手から足元を見られていたんじゃないかというふうに言われかねないというような場面になってしまうわけです。

ですから、補助金要望が出た時点で、2,000万円という補助金は多過ぎる、これは昨年1,500万円で行っているのに、1,000万円ということにはできないのかということ、内容を精査して絞っていただくというような交渉の努力もあり得た、あるいはしていただかなければいけなかったのではないかなと思います。そういった経緯があったのかどうかというのはきちんと報告されておられませんので、こちらとしてはわかりませんが、こういった点を含めて、町長の町の経営者という意味での責任ということにも触れ、どのようにお考えなのかをお答えいただきたいというのが1点目です。

2つ目、大塚実基金の条例改正についてですが、ご寄附をいただいた大塚実会長の意思に沿って、海を取り巻く環境の保全・整備、これに対して継続的に息長く行っていかなければ

ならない、そのための基金であります。そのためには、それなりの金額を確保しておかなければならないはずで、わざわざ4月に条例改正をして、サーフィン大会への支出を可能としたために、こうした大会が企画されるたびに、今後もこの基金から同様な支出がされるということが期待されてしまうことになってしまうと思います。そうなりますと、本来の目的が果たせないまま基金が底をついてしまうという事態にもなりかねません。

関係の方のお気持ちをお聞きすると、できれば使わなかったほうがよかったのではないかなというような気持ちを持っていると、息長く保全に使っていただきたいのが本当の気持ちなんだけどというようなことも、個人的にはお聞きしましたが、そこで私としましては、大塚実緑と海の基金条例を再度改正して、もとの形に戻すべきというふうに考えます。そしてむしろ、今回支出した2,000万円を一般財源から基金に繰り入れるというぐらいのことがあってもしかるべきではないかなというふうに思うのですが、これについての町長のお考えをお伺いしたいと思います。

3つ目です。経済効果についてですけれども、オリンピックに向けてということで、行政報告でも大変盛り上がっているというお話でしたけれども、世界的な、しかもオリンピックということ、それから、本年も含めると、これまで総額5,700万円という莫大な金額をサーフィン大会に補助しているわけです。大変な金額です。オリンピックということと、この莫大な金額をつぎ込んでいるということを前提にして、果たしてそれに見合うだけの盛り上がり、意識の向上、そういったことが、あるいは経済効果というのがあるんでしょうかというところが、そもそもの経済効果が疑問だということと盛り上がりが全く欠けておりますねということです。資金投資とそういったものをもとにして比較した場合にどれだけかということなんです。

この大きな要因としましては、サーフィンはそもそも個人で楽しむという性格のスポーツであるという点と、サーフィンを取り巻く商業的な環境、こういったものがあるかと思えます。商業的な環境というのはファッションなどへの広がりという面です。追加種目のボルダリングに関しては、最近特に人気が高く、マスコミなどを通じた露出度が非常に高い状況です。健康的な面も含めて愛好者がどんどんふえているという状況でもあります。こうした山関係のスポーツ、こういったものは、ふだん使いのファッションに還元されてくるということで、より露出度が高くなって、商業的にも営業的にも効果のある形に還元されてくると、そういう側面があるようです。サーフィンの場合にはそうしたところが非常に弱いということも、経済効果というところにつながりにくい、盛り上がりにつながりにくいということ

だと私は感じているんですけれども、そういうご意見をいただくことも実際にございます。

ですから、大企業がコマーシャルなどにサーフィンを使ったりするというような状況がどんどんあるということであれば、サーフィンそのものの露出度、人気はさらに深まるということでしょうが、その違いが、町内での盛り上がり、こういったことにもつながってくるというふうになっているのではないかと考えます。経済効果にも大きく影響します。

一宮町の状況を考えたときには、サーフィンによる経済効果と盛り上がり、今言ったような点は非常に密接であると考えますので、この次に申し上げますスポンサー集めと密接にかかわって、効果を上げていただくというのは大変重要なことだと思います。

以前に、経済効果はということに対して、大会に出店いただく町内事業者がございますという回答もありましたが、これはたびたび執行部のほうで言われることではありますけれども、出店していただく事業者にしてみれば、町の宣伝としてやっている事業に対して、商店としても一種の宣伝として協力しましょうという形を出しているわけですので、人件費を差し引きますと、これは本当にもうかっているという形にはならないというのは誰でもわかることだと思います。ですから、出店しているということを経済効果に単純につなげるというのはちょっと、今後の方針を考えていく上で冷静に計画していけないということにつながってしまうかと思えます。こうした点を考えて、町内にも人が動いて回っていくというのを進めるためにどうしたらいいのかということも含め、町長のお考えを伺いたいと思います。

4点目として最後に、スポンサー企業を集めるということに関しては、先ほどもちょっと町長のほうから言及されましたが、大企業、こうしたところに大会スポンサーとしてできるだけ多くの企業を獲得するというのが、大会の運営面での資金集めにとっても大変重要なことでもありますし、それが町での盛り上がりにもつながることは十分期待できます。プラスアルファとして、そういう企業と町とのつながりということが、別の側面でも期待できる可能性もあるわけです。ですから、例えば特に大きい東証一部上場企業といったような大企業からのスポンサー獲得に向けて、強かにWSL側に要請して、しかも町も協力していくということが必要だと思います。

ただし、企業にとってもそれなりのメリットがなければ、大金を出してのスポンサーということは考えにくいわけですが、一宮町も、ただ単に東の大磯と言われましたとか、海・山・川といった自然がコンパクトにまとまった歴史のある町ですといったようなチラシに載せるような宣伝文句だけは、これは乗ってくれないであろうというふうに考えます。よりそうした企業に効果のあるような宣伝の仕方、町のアピールの仕方ということを考えてい

ただかなければいけないのではないかなというふうに考えております。

そうした点について町長の考えを伺いたいんですが、最後に一つだけ私のほうから、スポンサー集めの一つの材料としての提案なんですけれども、例えば2,000万円、3,000万円というお金を集めるということになれば、それなりに資金をかけて、計画的にお金を使って集めるということも必要になると思います。

そこで、例えば羽田、成田、東京とか横浜といった集客の多い中継地に、比較的大型のビジョン看板、こういったものを設置して、サーフィン大会、町のイベントなどを宣伝するというようなことをしてはどうか。一宮の場合には、オリンピックのロゴも使うことが可能ということですが、組織委員会からのクレームがつかない程度のやり方でうまくこういったものを使って、スポンサーとなっていたいただいた企業の宣伝もその中ですということの一つの材料として、営業活動を進めていくというのはどうかというふうに提案いたします。その際、ランニングコストを回収するために、ビジョン看板を期間あるいは時間帯でWSL側に有料で貸すという考え方もあるかと思います。そうしたところも考慮した上で、どのようにお考えかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の再質問にお答えを差し上げたく存じます。

まず1つ目、補助金支出の責任についてということでございます。幾つかの点で私のほうから、長いご質問をいただきました。お答えを差し上げさせていただきたく存じますが、まず、大変な金額であるということで全て税金に変わりはない。2,200万円、1,500万円、そして今回2,000万円ということであります。これにつきまして果たして正当性があるのかというご疑問かと思っております。

私は、これはもちろんさまざまな考え方があろうとは思いますが、私の信ずるところでは正当性を有すると考えております。国におかれましても、また県におかれましても、国はこれに対して1,200万円、県は2,000万円の支出を既に行っていたいております。こうした私ども以外の公共性のあるお立場からも、この大会の実施に向けて資金援助がなされているということを考えますと、私どもだけが不自然な不必要な支出をしたということは、私はなかったのではないかなというふうに考える次第であります。オリンピックを控えて助走として位置づけるということからは、この支出につきまして私は正当なものであったと、町の皆様にもご理解を賜れる範囲と考えている次第であります。

さて、その一方でWSLとの関係でございますけれども、最大のスポンサーであるからパートナーであったのだということで、もっと、資金集めを本当にできるのかできないのか、よくかかわって、そして早く、できないことを察知してサポート体制を組むべきだったと、そういうご趣旨かと承りました。

実のところ、WSLのQS6000につきましては、先ほど申し上げたとおり地方創生との絡み、そしてオリンピックへの助走と位置づけていたわけですが、しかし一方で、WSLはあくまで民間団体でございます。そこで、町としてはパートナーとしてみずからを位置づけるというよりは、WSLが自分でやっているところに側面からサポートするという立場を考えておりました。その中で、自分たちで今後は自力で資金を集めます、3年後以降はオリンピックが近づいてくるので大丈夫だと思いますというご意向を複数回いただきました。そこで私としては、民間の自力の努力に委ねるということで、逆に言えば、自治体が過剰な干渉もしないし負担も負わない、そうしたことが可能ではないかと思っ、そこに大いに期待をいたしたわけでありませう。

しかし一方で、確かに資金についてどういうことになるかなというふうな危惧はございました。そこで、たびたび関係者の皆様に私のほうからも、資金集めはどのようなでありますかと、現在努力しておりますと、そこそこの感触ではあるというお話は、何度にもわたって私にはいただきました。

ところが、最終局面になってこれが不十分であるというお話がまいったわけでありませう。このとき私は本当に驚愕をいたしたわけでありませうが、ではそれからの後、1,000万円の減額とかそういったことはどうか、私も真剣に考えました。正直なところ、この委細についてはお話を差し上げておりませうけれども、真剣に考えました。

ただ、こうした私どもからの支出を、その際に実際に収支計画書を見せていただきながら、私どもの資金の充当がない場合、ダウングレードになるのではないかと。要するにQS6000から下へ下がってしまうのではないかとという危機を大変覚えたわけでありませう。そういう中で緊急避難として、私はこうした支出は妥当であるということで判断をいたしたと。これは臨時議会でも申し上げたとおりでありませう。

私は、この経緯の中で、私なりに最善の道を歩んだつもりでありませうが、ただ、最終的に一つ大きな決断をしなければならなかったということについて、今度は、今、藤乗議員からもおっしゃっていただいたんですけれども、パートナーとしてきちんと位置づけてともに歩む。逆に言えばお金も今度は出す。先ほど申し上げました、なるべく出さないようにはする

ものの、出すことを前提に前向きに取り組んで、負担を縮減しながら、しかし合理的な支出をして、いい大会を行っていきたいと、今の段階ではそのように考えている次第であります。

したがいまして、事後的に遡及をいたして、もっと早くわかったのではないかというふうにおっしゃっていただく、そのお気持ちは理解いたしますが、私としては、信義あるいはお互いの信頼関係という前提に立った中で、そこまで私が民間の活動に介入をするということは、考えを持たなかったというところであります。

そして、私どもとしては、先ほど申し上げましたように、この大会の実施は公益性もあり、正当性もある支出であると考えたところから、最終的に皆様にお諮りを差し上げたということでございますので、ご理解を賜ればと思う次第であります。

一番最後に、WSLの補助額の変遷についてご言及をいただきました。私といたしましては、これは今回、予算計画書もつぶさに拝見いたしました。その中で二千数百万円足りない。2,000万円ではさらに足りない状態でありましたが、2,000万円の支出を決めました。そして皆様にお諮りをさせていただきまして、お認めいただいたということではありますが、結果的に、運営内容はここに記していただいたとおり大変拡大していると。3回目ということで、WSLの設営の仕方、ジャッジーのスペースあるいは観客のスペースの設営も含めて、非常にしっかりとした形に整えていただいた。そのために必要だったのではないかなというふうに考えているところであります。

したがいまして、ずさんな運営によってお金が増減しているとは、私は考えていないところであります。最終的に収支報告書をまた精査して、さらにみずからの認識の基礎を固めたいと思いますけれども、今の段階ではそのように、大会の実施を踏まえて判断をいたしている次第でございます。

続きまして、大塚実海と緑の基金条例の改正につきましてでございます。これについて、本来これは一般財源から支出すべきものであり、大塚会長のこのご寄附は、海岸の自然の保護・保全、回復、そうしたものに用いられるべきものであるので条例を再度改正する、それから大塚基金から使った分を一般財源から繰り入れるべきではないかと、そのようなお考えを私にいただいたかと存じます。

このことにつきましては、例えば条例改正により、基金の野方図なサーフィン大会への支出が行われるのではないかというご危惧をいただきました。私はこれは全くそのようなことにはならないと考えている次第であります。この使用目的として、条例の中に「海の魅力の世界への発信」、特に「世界への発信」というところに私ども重い意味を込めました。オリ

ンピックという本当に世界的なトーナメント、これを支えるもの、そのレベル、WSLのQS6000あるいはISAで毎年行う世界のトーナメント、そうしたものでなければ、このスコープには入らないと考えておりますので、その他のさまざまなサーフィンのトーナメントにこの基金から投入することは、執行部として全く考えておりません。要請をいただいても、それは私どもの趣旨に合わないということで、お断りを差し上げることになると思います。これは確言させていただきます。

その上で、この改正につきましては、先ほども述べさせていただいたんですが、大塚会長ご自身のご意向も踏まえまして、町で十分に協議をし、議会に上程をさせていただいたものでございます。私どもといたしましては、お認めいただいた結果を尊重してまいりたいと存ずる次第でございます。条例の形あるいは支出については、そういうことで進めさせていただきたく、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

3つ目、経済効果とオリンピック開催の盛り上がりについてということでございます。特に経済効果あるいはサーフィンへの関心、興味、町民の皆様の回路へのサーフィン大会の統合という点で、なお議論の余地ありではないかというご指摘かと思えます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、非常に低いかどうかについては、多少個々の方でご意見が異なる面があるかと思えます。その中で、徐々にそうしたことへの町の皆様のご関心も高まってきている。また、経済効果につきましても先ほど申し上げましたので、私は全体としては、千葉銀総研の調査もございまして、それから先ほど申し上げたメディアでの露出、その他さまざまな回路での一宮の知名度のアップは、これはかえがたいほどの効果があるのではないかと思っている次第でございますけれども、1つ、今、藤乗議員からいただいた中で、例えば、会場へ町の事業者の方のブースを出していただく程度では一向に話にならない。町本体部分へお越しいただいた方の周遊を図るべきであると、これは大変おっしゃるとおりだと思います。私もそこが非常に重要なところだと。

今回、私どももそのことをどうやって勝ち得るかということで、幾つかの試みをいたしました。まだ小さい試みで、大きくこれから実るかどうかわかりませんが、WSLの役員の皆様に、町内を周遊していただいて町内をご紹介いたしました。大変好評を博したわけでございます。

人数は少なかったんですがけれども、実のところ大変これはおもしろい現象なんですが、日本のサーファーの方は、余りサーフィン以外のことには関心を向けていただけないんですが、海外の方はそうではないですね。玉前神社を初め、一宮にあるさまざまな歴史文化の拠点に

大変強い関心を持っていただけます。先般のWSLの役員の皆様の周遊のときも大変そうだったところを、私も随行いたしましたので実感をいたした次第です。

これからそうした回路をどうやって広げていくか。今回は試みとして、多少の私どもの先行的試みにとどまったのでありますが、藤乗議員からのご指摘は大変重要なことだと存じますので、引き続いて全面的にこれを私どもの課題として引き受けさせていただきまして、さらなる増進を図っていきたいと考えて……

○議長（吉野繁徳君） 恐れ入ります。町長、答弁される方は簡潔にわかりやすくお願い申し上げます。

○町長（馬淵昌也君） わかりました。

では4つ目、スポンサー企業を集めるための提案ということでございますが、先ほど申し上げたとおり、今回以降は、WSLとは、またほかの世界的なオリンピックのための準備としてのサーフィン大会があったとして、世界的な大会であります。そうしたものがあって、パートナーとしてしっかりとともにプロジェクトに取り組みます。

その中で、今おっしゃっていただいたような形で、全国的にも、あるいは世界的にも活躍している企業からしかるべきご寄附を賜るような回路を開く、そのためのご提案、今いただきましたけれども、それは大変ありがたいご提案として受けとめさせていただいて、精いっぱい頑張りたいと思います。まことにありがとうございました。

長くなりまして申しわけありませんでした。以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。大分時間も過ぎてきましたが、申しわけありません。

ただいまのご答弁の中で、町長としては、一団体に対してということですので、やむを得ない状況で、町長としての責任ではないというようなことであったかというふうに思います。

大塚実基金条例に関しても、支出する気がないということであれば、あえてそのままにするのではなく、提案者はそちらですので、あえて再改正ということをご提案されてもよろしいのではないかなと私は思います。

また、WSL側としては、年間に何回もいろんな大会を抱えているということだと想像します。そうしますと、そのたびに大会運営あるいはスポンサー集めというような活動もされているのではないかと考えてみますと、どうしても間際になってから、QS6000なり一宮でやる大会の資金集めということに取りかからざるを得なかったという側面も、もしか

したらあったのではないかと、そういったことも含めて状況をきちんと把握された上で、今後の対処をお願いしたいと思います。

時間の関係で、本来3番が一番したいところなのですが、改めて時間を次の機会にさせていただきますして、2番の喫煙関係のことについてだけ、簡単にお答えいただければというふうに思います。

○議長（吉野繁徳君） ありがとうございます。では、7番、藤乗一由君、2番の質問をお願いします。

○7番（藤乗一由君） オリンピック開催時における飲食店等での喫煙対策についてということですが、ニュースなどでもたびたび取り上げられておりますし、現在、役場のほうにもぼつぼつと問い合わせなどがあるということもお伺いしております。

そこで3点。

1つ目は、現在の全体の方向性としてどのような状況にあるのか、禁煙等の対策についてですね。

2つ目は、もしこれが採用される場合には、対象となるエリア、事業者、店舗、こういったものはどのようなことが想定されるのか。

3つ目は、何らかの形でそうした取り組みが実施されるという方向になった場合に、これをどのように周知していくのか。あるいは事前に想定しておくべき問題とか準備しておくべきことなどが、場合によってはあると思いますが、そういったことについてどう考えているのかということですが、よろしくをお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） オリンピックに係る禁煙対策ということで、私のほうから1つ目のご質問にお答えいたします。

オリンピックに関する禁煙対策につきましては、2010年に世界保健機構（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）におきまして、「たばこのないオリンピック」を目指す合意文書に調印しております。それに基づきまして開催国において法整備等を行ってきたところでございます。我が国におきましては、健康増進法の一部を改正する法律案が平成30年3月に閣議決定されており、今後、国会において審議がなされる予定でございます。健康増進法の改正案では、飲食店について原則屋内禁煙としておりますが、既存の飲食店のうち経営規

模が小さい事業者が運営するものにつきましては、標識の掲示により喫煙を可能とする内容になっております。

東京都におきましては、東京都受動喫煙防止条例（仮称）の制定を検討しておりまして、その骨子案では、従業員を使用している飲食店については原則屋内禁煙とし、経営規模が小さい事業者が運営するもので、かつ従業員を使用していない場合に禁煙・喫煙を選択できる内容となっております。また、千葉県におきましては、飲食店において禁煙等の規制に関して、現在のところ講じていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは私のほうからは、健康増進の観点から今想定されることをご回答申し上げます。

オリンピック・パラリンピックに関する禁煙対策について、さまざまな議論があり、スポーツを通じて健康増進に取り組む契機となることは認識をしております。

2020年4月1日が施行期日の健康増進法改正案では、望まない受動喫煙の防止を図るため、飲食店は原則屋内禁煙とし、既存の小規模店は例外的に喫煙を認める猶予措置が設けられています。また、受動喫煙による健康影響が大きい20歳未満の子供や患者の方々が主たる利用者となる施設や屋外は、特に対策を徹底することになっております。なお、詳細につきましては、改正健康増進法改正後に国が政令や省令、規則などで定めることになると考えております。

あと、周知の方法につきましては、基本的には、法律改正の概要などをホームページ等に周知し、各店舗において望まない受動喫煙の防止策を検討していただき、ご協力をお願いしていくことを想定しております。

町として禁煙を進めることはもちろんですが、国・県の状況を考慮した受動喫煙防止対策の検討や、一宮町健康増進計画に基づき、ポスターの掲示やパンフレットの配布、ホームページなどで周知を考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） この質問に関しましては、そういう問い合わせ等があるということも前提にしまして、一つの広報の手段という意味合いも含めまして、質問に取り上げさせてい

いただきましたが、ご担当あるいは町側におきましては、そうした事業者の方々に情報がわかり次第、随時速やかに知らせていただくと。いろんな手段を使って公開していただくというような丁寧な対応をしていただきたいなというふうに考えております。その辺をよろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 確認いたします。藤乗議員、恐れ入ります。通告、一般質問の藤乗議員の3項目に当たりましては、取り下げさせてもらっていいですか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 改めて別の機会でもって提案させていただきます。

○議長（吉野繁徳君） わかりました。

通告質問3番に関しては、ただいま藤乗議員の申し出のとおり取り下げさせてもらっていいでしょうか。ご承認願えますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） ありがとうございます。

以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで15分の休憩をとります。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時18分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第9、承認第1号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第2次）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 承認第1号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第2次）の専決処分につき承認を求めることについてご説明いたします。

議案つづりの2ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ305万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ43億4,855万7,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。

9ページをごらんください。

都市下水路維持管理事業305万7,000円の増額につきましては、中央ポンプ場の水位計更新工事費でございます。新年度予算成立後に中央ポンプ場のポンプが誤作動する状況が発生いたしました。業者に点検をしてもらったところ、その原因が水位計にあるということが判明いたしました。緊急を要することから専決処分をさせていただいたものです。

歳入につきましては、7ページに記載されたとおり、この財源につきましては前年度の繰越金から充てるものでございます。

以上につきまして、地方自治法第179条第3項の規定に基づき承認を求めます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまです。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

日程第9、承認第1号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第2次）の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案を承認することに決しました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（吉野繁徳君） 日程第10、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

議案つづり11ページの表をごらんください。

平成29年度一宮町一般会計予算から、合計で1億8,818万4,000円を繰越明許費として平成30年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第11、議案第1号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、議案第1号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案つづりの12ページをお願いいたします。

上から少し下のほうですけれども、一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

下段のほうに行きまして、一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年一宮町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

この改正につきましては、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の一部改正により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、保育所型、幼稚園型等でございますが、これらの認定に係る事務権限を都道府県から指定都市に移譲したため、この移譲に係る部分の項が2つ追加されました。指定都市の長が従うべき事項で2つ追加されましたので、この法律で2つの項が追加されたために、この法律を引用する町の条例も形式的な改正をするものでございます。

なお、本条例は平成30年4月1日から適用するもので、この改正による町への影響はございません。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第11、議案第1号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第12、議案第2号 一宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、議案第2号 一宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを説明します。

提出議案の13ページをお開きください。

一宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4)教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に改め、また、第10条第3項に次の1号を加える。(10)5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適当と認めたものを新規に加えるものです。

今回の改正理由のほうなんですけれども、平成30年3月に厚生労働省子ども家庭局長より、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、資格要件を改めるため提案するものです。

(4)の改正内容の詳細につきましてなんですけれども、放課後児童支援員になるには、学校教育法による保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、小学校教諭などの免許を持っている者、高校卒業以上でも2年以上学童保育に従事している方などが、千葉県が行う研修を受講することにより放課後児童支援員の資格を取得できます。

今回の改正により、教育職員免許法に規定する免許状を有する者ということで、特別支援学校の教員免許を有する者や養護教諭免許を有する者についても、千葉県が行う研修を受講することで放課後児童支援員の資格が取得できるようになりました。

また、(10)の高校卒業以上で2年以上学童保育に従事している方を資格要件としていましたが、今回の改正により、5年以上学童保育に従事していた者も資格要件となりました。これは言い換えれば、中学校の卒業者でも5年以上学童保育に従事した者であれば資格要件が与えられるということになります。放課後児童の指導員になれるということになります。

また、この条例につきましては、附則といたしまして公布の日から施行するものになります。よろしくお願ひします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第12、議案第2号 一宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第13、議案第3号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長(鶴岡英美君) それでは、議案第3号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案つづりの15ページをお願いいたします。

一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

下のほうへ移りまして、一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例(平成27年一宮町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(3)生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者。

附則第3項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則。この条例は、平成30年8月1日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、平成30

年4月1日から適用する。

今回の条例改正は、千葉県の重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部改正により、重度心身障害者医療費の助成を受けることができない者の要件に、生活保護法により生活保護を受けている者が追加されたため、一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

生活保護法の規定による医療費の扶助適用、公費負担制度でございますが、これを優先させまして、生活保護法により保護を受けている重度心身障害者を重度心身障害者医療費助成の対象外としたため、町の条例も同様に支給権者としないうちに生活保護を受けている者を追加するものでございます。

なお、この改正により、当町で生活保護を受けている方で該当される方はございません。

また、一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の附則第3項中の改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令、いわゆる障害者総合支援法施行令でございますが、この改正によりまして、市町村民税所得割23万5,000円以上で高額治療の継続者に該当する方を、経過措置として平成33年3月31日まで3年間延長し、本制度の対象とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、千葉県と同じ平成30年8月1日から施行し、改正後の附則第3項の規定は平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第13、議案第3号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第14、議案第4号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第4号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定についてご説明いたします。

議案つづり18ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ43億4,924万8,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。

24ページ、25ページをお願いします。

2款総務費から9款教育費までは、右ページの説明欄によりご説明いたします。

最初の町有財産管理運営費37万3,000円の増額につきましては、旧東浪見農協跡地の6月から来年3月までの土地借上料でございます。こちらは、新年度予算編成中に農協側から申し出があったもので、金額面で協議中となっていたものでございます。東浪見コミュニティセンターと隣接する場所で東浪見地区の中心部であり、公益的観点から借り入れようとするものです。㎡単価500円で894.16㎡を借り受けるものでございます。

次のまちづくり人材確保事業550万円の減額につきましては、サーフタウン構想に基づくモニタリングハウス分譲計画が不採択となったことから、地方創生推進交付金の申請を取り下げたもので、臨時職員の人件費を減額するものでございます。

次の集会所等改修費補助事業170万8,000円の増額についてですが、1つは工事請負費として、八雲神社境内に設置してある滑り台が危険であることから撤去し、新たに設置するものでございます。こちらが122万7,000円でございます。もう一つは、大村、岩切、新熊の3集会所の補修に係る経費の2分の1である48万1,000円、こちらを補助金として交付するものでございます。

次のコミュニティ助成事業240万円の増額につきましては、平成29年度中に新熊区から要望のあったお祭り用の太鼓、篠笛等の購入について申請したところ、3月21日に交付決定を受けたものでございます。

次の都市公園等維持管理事業122万7,000円の増額につきましては、こちらは舞台公園に設置してあります滑り台が危険な状態であることから撤去し、新たに設置するものでございます。

次の公民館管理運営費6万7,000円の増額につきましては、火災報知機の電気回路の修繕。また、次のGSSセンター管理運営費41万6,000円の増額につきましては、防火扉の修繕、誘導灯の設置手数料、消火器の購入等、いずれも消防本部等の点検によって改善の指導を受けたものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

22、23ページをお願いいたします。歳入につきましても右のページでご説明いたします。

国庫支出金、総務管理費補助金275万円の減額につきましては、地方創生推進交付金申請書取り下げに伴うもので、歳出550万円の2分の1でございます。

次の財政調整基金繰入金141万1,000円の減額につきましては、当初予定していた繰入金を減額するものでございます。

次のふるさと応援基金繰入金245万2,000円の増額につきましては、滑り台2基分の設置について基金から充てるものでございます。

一番下の雑入240万円につきましては、新熊区のお祭り用の太鼓、篠笛等に係るコミュニティ助成事業の助成金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） 25ページ、町有財産管理運営費について伺います。

今の説明では、使用料ということで説明がありましたが、どうして買うという方向で検討がなされなかったのか、説明をまず願います。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鶴沢議員のご質問にお答えを申し上げます。

このお話、年度当初予算の編成の作業をしているときにJA長生のほうからいただいたものでございます。私といたしましては購入の可能性もあると考えました。購入の費用は概算で1,620万円、大体近傍の宅地の価格とほぼ見合うような価格であります。一方、借地が1㎡当たり990円ということでありました。

年度当初予算の編成時ということもあって、この資金繰りについて、それなりの金額でございましたので、これは直ちに俎上にのせることもできないと考えまして、これはまず賃貸ということに進めようというふうに考えた次第でございます。

東浪見在住の方々から、東浪見の最も大事な場所であるので購入も考えてほしい、いずれにしても町が確保してほしいというご希望はいただいております。今後、財政面なども考慮しながら、前向きにこれは検討していきたいというふうに思っているところであります。

以上のような、そういうお話があったんですけれども、予算編成の途上であったということで、とりあえず賃貸という方向で進もうというふうにしたものであります。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） あの場所は、今、総務課長から説明があったとおり、東浪見のコミュニティセンターに隣接している、地域的に東浪見の中心地の場所であります。この場所が今、農協の所有となっているということは、将来的に所有者の都合で利用が制限されるおそれも考えられます。

そして、なぜ買い取らなかったのかという質問は大きく2つの意味があって、1番目の問題として現実的な利便性。東浪見コミュニティセンターは駐車場が数台しかない。今までは、取り壊されたJAの裏の駐車場に実際に車を置いて、東浪見地区の住民の方は使っていた、そういうのが現状です。そして、東浪見小学校、東浪見こども園が近くにあるため、行事があったときにそこも駐車場で使っていた。これも皆さん承知のとおりだと思います。

そして、東浪見地区には、一宮地区にある海岸広場、ああいう施設がないんですね。例えば東浪見の育成会、子ども会だとか地区社協、そういうところが行事で例えば観光バスを使う、大型バスを使ったときに、バスをとめる場所もないんですね。だから、そういう場所があれば、そこに集合して、将来的に東浪見地区の住民のためになるのかな、その金額が高い安いということよりも、それをまず確保するのが行政の役割かなというふうに思っています。

そして、あわせて言いますと、2つ目の買い取ってほしいという要望のあれは、歴史的な背景があります。あの場所は、昭和28年11月に旧東浪見村と一宮町が合併したときに、あそ

ここには東浪見の役場庁舎がありました。そしてその後、東浪見農協として使われたのかどうか定かでないですけれども、J A長生に変わっていった。一宮農協に変わっていったんですね。東浪見に在住する人、東浪見で生まれた人100人に聞くと100の方が、東浪見の中心はどこだと聞くとあの場所を指します。そういった場所なので、これは将来的に確保しないと、私に言わせれば、あそこは東浪見地区に生まれた人の聖地だから、町はしっかり考えてもらって、買い取る方向でやってもらいたい、そういう趣旨で今質問しました。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ただいま鶴沢議員からいただいたご意見、私も深く共感するところでございます。私自身もほぼ鶴沢議員がお考えになられるのと同じ気持ちで、当初、購入もあるというふうに考えたんでございますけれども、緊急避難的にこれは現在賃借をしております。

J A長生のほうからは、町以外に使用を委ねるつもりはないということは、私は個人的には組合長から伺っております。今後、今ご提示いただいたご提案に私自身もそのような気持ちを共有させていただいておりますので、そちらに向けて進めるように頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第14、議案第4号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第15、議案第5号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第5号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明をいたします。

30ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ778万円を追加し、歳入歳出それぞれ15億125万3,000円とするものでございます。

今回の補正の内容につきましては、保険給付費の退職被保険者等の対象者のうち、2名が人工透析治療を開始することになりました。それに伴いまして医療費の増額に対応するためのものでございます。

それでは、歳出よりご説明をさせていただきます。

36ページをお願いいたします。

まず、1項の療養諸費でございますが、551万6,000円の増額、2項の高額療養費でございますが、226万4,000円の増額となり、合わせまして778万円を増額するものでございます。

次に、歳入になります。

34ページをお願いいたします。

3款県支出金につきましては、歳出の全額分が県の普通交付金の対象となります。歳出と同じ額の778万円を増額するものでございます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第15、議案第5号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

会議の途中ですが、ここで会議時間についてお諮りをいたします。

会議規則第8条第2項により、本日の会議時間を午後6時まで1時間延長したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を午後6時まで延長することに決定いたしました。

なお、日程追加のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時48分

再開 午後 5時11分

○議長(吉野繁徳君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長(吉野繁徳君) お諮りいたします。発議第1号から発議第3号までを日程第16から日程第18として日程に追加し、お手元に配付いたしました追加日程のとおり議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認めます。

よって、日程第16から日程第18を日程に追加し、お手元の追加日程表のとおり議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第16、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成30年6月15日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員、志田延子、小安博之、森 佐衛、藤井敏憲、藤乗一由。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものです。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や義務教育費国庫負担制度そのものの廃止にも言及しています。

地方財政においても厳しさが増している今、義務教育費国庫負担制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月15日。

千葉県一宮町議会議長、吉野繁徳。

内閣総理大臣 安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎様、文部科学大臣 林 芳正様、総務大臣 野田聖子様。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第16、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

なお、可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第17、発議第2号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

発議第2号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成30年6月15日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員、志田延子、小安博之、森 佐衛、藤井敏憲、藤乗一由。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。

その下のほう、少し移ります。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。また、子どもたちの豊かな学びを保障するには、教職員の働き方改革も欠かせません。教職員の時間外勤務が緩和されるよう定数改善するとともに労働対価に見合う給与実態を実現するためには「教職員給与特別措置法」の改善が必要です。

そこで、以下の項目を中心に、平成31年度にむけての予算の充実をお願いします。

ということで、7項目については請願理由で申しましたので、それは省かせていただきます。真ん中にある「「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を改善すること」をつけ加えます。

以上、国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月15日。

千葉県一宮町議会議長、吉野繁徳。

内閣総理大臣 安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎様、文部科学大臣 林 芳正様、総務大臣 野田聖子様。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第17、発議第2号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第18、発議第3号 一宮町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、13番、森 佐衛君。

○13番(森 佐衛君) 発議第3号 一宮町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成30年6月15日提出。

提出者、一宮町議会議員、森 佐衛。賛成者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫、小安博之、鵜沢一男、鵜沢清永。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

裏面の改正条文をごらんください。

一宮町議会議員定数条例の一部を次のように改正する。

改正内容ですが、本則中にあります議会議員の定数を16人から14人に改めるものです。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行し、次の選挙から適用するものです。

提案理由ですが、急速に進む少子高齢化に伴い、社会保障関連経費は毎年増加を続けており、町の財政状況は楽観視できるものではないと思います。より多くの住民要望に応えていくためにも、我々議会もみずから経費削減に努め、さらなる町の発展に寄与すべきであると考え、提案させていただくものでございます。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 今回の発議第3号 一宮町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

特別委員会の委員として私も4回の委員会に参加し、議論をしてみましたが、今、議員定数を削減する合理的な理由はないと考えております。その理由を3点述べます。

理由の1として、議論でも、また町民の声としてよく出る意見の中に、財政が逼迫している中、定数を減らして議員も身を切る改革が必要、こういう声がありますけれども、財政の議論は税金の使い方の議論であり、多くの目で、不要不急の財政支出がないか、住民福祉向上に使われているかのチェックこそ必要であります。そのためには、増員は必要であっても削減はあり得ないというふうに考えております。

理由の2番目、人口1,000名に1名の議員という議論もありましたが、議員の仕事も時には専門性も求められる多様なものであります。人口1万2,000名前後の当町では、大都市部と違い町民の顔が見え、オリンピックを含め今後のまちづくりをどう進めるのかの議論を進めるには、町当局の提案待ちではなく、議会からも積極的提案が必要であり、議員削減はそういう点で逆行するものであるというふうに考えております。

理由の3番目、町民から、議員は何をやっているのかよくわからない、働かない議員が多い、減らしたほうがよい、こういう意見もよくある意見であります。しかし、この議論は議員数を減らして改善されるものではありません。私も議員生活、ことして40年になりますけれども、25歳で議員に参加した当初は定数が22名。その後、20名、18名、16名、そして今回14名と、4回の定数削減の議論に参加してみましたが。その都度この議論は出てきて、定数が減ったからこういった議論がなくなるものではない、それは今までの経験からはっきりしております。

要は、議会活動や議員活動の改善が常に求められ、住民から町民の代表と認めてもらえる活動になっているか、この努力、改革こそ必要だということであります。

以上の理由から反対をするものであります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 私は、議員定数条例の改正について賛成の立場から討論をいたします。

現在の議員定数は、平成18年に改正されてから一度も見直しがされておられません。この間、近隣を見ますと、長柄町、長南町は平成22年に改正がなされ、白子町は平成23年に議員定数の見直しが行われております。

他の町村は人口の減少等があると思いますが、私は独自に、一宮町と同じような人口規模、産業形態をした全国の類似の町村の議員数を調べたところ、全国927ある町村の中で、79の町村が一宮町と同じⅢ－2という分類の類似団体でありました。

そのうち、議員定数16は当町を含め10の町村、全体の12.6%であり、14人は25の町村で31.6%、12人は24の町村で30.4%という状況でありました。最も多いのが14人で、次に12人です。同町と同じ16人の定数は3番目という結果になっております。

その中で、全国の定数16名の町村は、議員1人当たりの人口が1,000人以上となる町村がほとんどであり、これを踏まえると、人口1万2,500人程度の当町は13人となりますが、議会運営を考えたとき、1名加算して14名とすることが最善と考えます。

そしてまた、国会の議員定数の動向を見ますと、人口の増減に合わせて定数の見直しが行われております。また、場合によっては選挙区の区割りも見直すなどの対応をとっております。次に県議会については、現在、県議会において、人口増減に伴い選挙区の定数の見直し、また選挙区の区割りの変更などが行われていることは、皆さんご承知のとおりであります。

私は以上を踏まえ、現在の16から2減じて14としても、民意は十分町の議会に反映できると考えております。全国の町村議会の定数のデータを見ても明らかであり、町民の声が議会に届かないという批判は当たらないと考えます。

そして最後に、今後の町の財政状況、社会保障関連の増大等も考えたとき、我々議員も身を切る改革をすべきと考え、本案に賛成するものであります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第18、発議第3号 一宮町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、日程追加のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 5時30分

再開 午後 5時32分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（吉野繁徳君） お諮りいたします。発議第4号を日程第19として日程に追加し、お手元に配付いたしました追加日程のとおり議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認めます。

よって、日程第19を日程に追加し、お手元の追加日程表のとおり議題とすることに決しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第19、発議第4号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案者、13番、森 佐衛君。

○13番（森 佐衛君） 発議第4号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成30年6月15日提出。

提出者、一宮町議会議員、森 佐衛。賛成者、一宮町議会議員、鶴野澤一夫、小安博之、鶴沢一男、鶴沢清永。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

裏面の改正条文をごらんください。

一宮町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

改正内容ですが、先ほどの議員定数の削減に伴い、委員会の構成人数と一部所管事務の内容を変更するものです。

第2条第1号中「総務文教常任委員会 6人」を「総務常任委員会 4人」に改め、所管事務の教育委員会の所掌に属する事項を削除するため、クの議会事務局の所掌に属する事項以降を繰り上げるものです。

また、同条第3号中「厚生常任委員会」を「厚生文教常任委員会」に改め、先ほど削除した教育委員会の所掌に属する事項をエとして加えるものです。

附則ですが、この条例は平成30年11月3日から施行するものです。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 内容については異議を言うものではありませんけれども、前決議との整合性を保つために反対をいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第19、発議第4号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（吉野繁徳君） 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

これもちまして、平成30年第2回一宮町議会定例会を閉会いたします。
本日はどうもご苦労さまでございました。

閉会 午後 5時37分